

令和6年第1回大多喜町議会定例会

12月会議会議録

令和6年 12月4日 開会

令和6年 12月4日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和六年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和六年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和六年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和六年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和6年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録目次

第1号（12月4日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	7
一般質問	8
山田久子君	8
吉野 儔一君	21
報告第15号の上程、説明	34
同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
休会について	76
散会の宣告	76
署名議員	77

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 1 号)

令和6年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

令和6年12月4日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	市原芳則君	農林課長	秋山賢次君
農林課主幹	森芳博君	商工観光課長	渡邊陽二君
環境水道課長	小高一哉君	会計室長	須藤明実君
教育課長	吉野正展君	生涯学習課長	木島丈佳君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第 4 同意第13号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第54号 大多喜町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第55号 大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第56号 大多喜町水道施設補助金交付条例等の条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第57号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第58号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第10 議案第59号 南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第60号 令和6年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第61号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第62号 令和6年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） それでは、改めましておはようございます。

本日は、令和6年第1回議会定例会12月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきまして誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和6年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、令和6年第1回議会定例会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

議会定例会12月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には、年末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承いただきたいと存じます。

初めに、10月12日に執り行いました本町合併70周年式典には、多くの来賓の方をはじめ、まちづくりを支えてきた地域住民の方のご出席の下に、本町誕生してから70年という古希の節目を祝うことができました。昭和、平成、令和と時代が移る中、幾多の苦難に直面しながらも、これらを乗り越えてこられたのも、町民の皆様の深い郷土愛とご尽力のたまものと改めて感謝を申し上げる次第でございます。

そして、50回目の節目を迎えた町の一大イベントでございます大多喜お城まつりも、前夜祭、本祭とともに多くの方にご来場いただき、華やかなお祭りを繰り広げることができました。どうか今後とも、住んでよし、訪れてよしのまちづくりのため、町民の皆様をはじめ、議員の皆様、関係各位のなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さらに明るい出来事といたしまして、秋の中学校柔道の県大会におきまして、男女ともに

団体戦で3位となり、個人戦では女子が優勝1名、男子が準優勝1名というすばらしい成績を収めてくれました。このことは昨年度に引き続き、本町にとって大変誇らしく、喜ばしいことであり、本町の宝である子供たちからとても大きなプレゼントを頂けたことへの感謝と、学校の皆様方やご家族の方、ご指導をいただいている全ての関係者の皆様に、改めて心より御礼を申し上げます。

また、11月19日に大多喜中学校で開催されました中学生議会では、町の観光、少子化対策、廃校の活用など、町の現状や将来の取組について、中学生の目線ですばらしい質問が飛び交いました。質問を通じて、中学生が日常生活の中で、町の施策などに対し深い関心を持っていることが分かり、町の将来を担う子供たちとして頼もしく感じたところでございます。

さて、本日の12月会議でございますが、2名の議員による一般質問の後に専決処分報告が1件、人事案件で教育委員会委員の任命、条例の一部改正、廃止、一部事務組合の規約の変更の協議や一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計、水道事業会計の補正予算を提出させていただきます。

各議案とも十分にご審議を賜り、可決くださいますよう心からお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。第1回定例会9月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、10月31日、第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、6番吉野僖一君から報告を願います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今、議長からご指名がありまして、令和6年10月31日、第2回夷隅環境衛生組合議会定例会がありました。その報告をいたします。

令和6年第2回夷隅環境衛生組合定例会の報告でございます。

本定例会には、議案4件と認定1件が上程され、全て原案どおり可決されました。

議案第1号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方自治体である布施学校組合が令和7年3月31日をもって解散することから、規約の変

更に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでした。

議案第2号は、夷隅環境衛生組合監査委員条例の一部改正する条例の制定について、法改正に合わせて組合監査委員条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてで、地方自治法の改正に伴い組合条例の一部を改正するもので、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでした。

第4号議案は、令和6年度夷隅環境衛生組合会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ120万円を減額とし、総額4億589万4,000円とするものです。

認定第1号は、令和5年度夷隅環境衛生組合歳入歳出決算認定についてで、歳入決算は4億5,370万8,139円、歳出決算額は4億256万3,970円、差引残額及び翌年度繰越額は5,114万4,162円でした。

なお、議案の詳細についてはお手元に配付の議案のとおりでありますので、ご確認いただければと思います。

そして、本町からは、町長平林さんと議長渡邊さん、私3人が出席してまいりました。

以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、11月8日に第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。この件につきまして、2番麻生勇君から報告願います。

○2番（麻生 勇君） それでは、令和6年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

本定例会は議案7件が上程され、議案に対して事前の質疑通告が1名、討論通告が1名、また一般質問は2名が登壇いたしました。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもので、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正並びに一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いに係る見直しに伴う所要の改正を行うものです。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の改定をするもので、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、健康保険証の廃止に係る被保険者の資格の管理に関する事務の改正を行うものです。

議案第3号は、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定につ

いての議案が提出され、原案どおり認定されました。

議案第4号は、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についての議案が提出され、この議案も原案どおり認定されました。

議案第5号では、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）が審議され、原案どおり可決されました。

議案第6号では、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）が審議され、原案どおり可決されました。

議案第7号では、千葉縣市町村総合事務組合格約の一部を改正するもので、令和7年3月31日をもって布施学校組合を解散することに伴い、同規約中、別表第1及び別表第2に係る団体の名称を整備するものです。

最後に、委員会の閉会中継続調査の件について、令和6年第2回定例会以降の閉会中の議案及び請願等の審査に資するため継続調査を要するものと申出が決定しました。

なお、議案の詳細についてはお手元に配付の議案のとおりでありますので、ご確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、11月29日に第2回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、1番渡辺善男君から報告を願います。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 議長から指名いただきましたので、私から報告をさせていただきます。

去る11月29日午後4時よりいすみ医療センター会議室において、令和6年国保国吉病院組合議会第2回定例会が開催され、本町からは渡邊泰宣議員、根本年生議員と私の3名が出席いたしました。

会期は1日で、議案2件、報告1件が付議されました。

議案2件の内容は、議案第1号で令和5年度国保国吉病院組合病院事業会計決算認定について、議案第2号で千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合格約の変更に関する協議についての審議でした。

議案第1号の質疑では、欠損金の処理の今後の見通しで、もう一つ未収金、未払い金が多額となっておりますけれども、その内訳についての質問がありました。欠損金の見通しに

ついでに、とにかく収益の上がる事業を考えていくとともに、手元資金を10億を切らないように頑張るといふ答弁でした。未収金については、診療報酬の精算が2か月遅れとなる。未払い金については、医療品、また薬品等の支払いが同じペースで遅れて決済になるために計上となっているという答弁でございました。

2議案とも討論を省略して採決し、全員賛成で原案のとおり可決されました。

報告第1号では、令和5年度国保国吉病院組合病院事業資金不足比率の報告がありました。が、全員これを了承しました。

議事終了後、病院長より現況報告がありました。

主な内容は、コロナ感染症が増加傾向にあるが、若い人の入院はほとんどない。4月に入った医師が慣れてきたため診療数が増えてきた。相変わらず医師不足、看護師不足が続いている。赤字体制の大きな原因と思っている。来年4月に医師を1人採用する予定。整形外科に力を入れようとしている。赤字解消については、月に1回管理者会議を開き、よく話し合っている。細かなところでも支出を抑えている。医師の確保を多角的に行っている。自治医科大学から1人来ている。亀田総合病院からも来てもらっている。いずれにしても、医師、看護師不足にはあらゆる手だてを講じて、これ以上機能を落とさないように頑張っていきたいということでした。

なお、詳細につきましては、お手元に配付の資料でご確認いただきたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、9月25日、10月25日及び11月26日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願ひます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本12月会議の審議期間は、本日1日とします。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影を許可しましたので、ご了承願ひます。

それでは、お配りしてあります議事日程に従ひ、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊泰宣君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

8番 渡 辺 八寿雄 君

9番 山 口 定 夫 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（渡邊泰宣君） 初めに、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番公明党の山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は大綱3点にわたり質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、G I G Aスクール端末の更新についてお伺いをいたします。

さきの9月議会において、小学校における端末を利用した学習状況を視察させていただいたところでございますが、G I G Aスクール構想の下で整備されました端末の更新が、今後随時行われる時期を迎えております。

G I G Aスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まり、児童生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びをI C T端末を活用して実現していく構想でございます。翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子供たちの学びの機会を守るため急速に普及し、今年8月現在、G I G Aスクール端末は全国で950万台に上っております。本町でも1人1台の端末配備を進めていただいたところです。

今後、これらの端末が順次更新時期を迎えていきます。G I G A第2期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、調達の大型化が予想されております。

また、MM総研が公表しました2024年8月時点でのG I G Aスクール構想実現に向けたI C T環境整備調査によりますと、端末更新の68パーセントは2025年度に集中しているそうです。このため、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組ん

でいく必要があるのが、これまで活用してきました端末の処理であります。

文部科学省では、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領において、更新端末への補助に当たり、端末の整備、更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去、処分計画の策定、公表を義務づけていると耳にしております。

そこで心配される主な事項が2点ございます。

まず1点目としては、文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知で示された方法で、端末が再使用、再資源化されなかった場合、第2期端末購入の補助要綱に非該当となる懸念があるということだそうです。3省合同通知によりますと、排出事業者には処理の責任がある。これは学校関係ということになるようでございますが、仮に未許可事業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながると、小中学校の排出業者としての責任を警告しております。

心配される2つ目としては、3省合同通知では、データ消去が適切に実施されずに個人情報漏えい等の責任を問われる可能性があるとも言及がされております。例えば、写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報がG I G A端末に残っている可能性があります。G I G A端末の記憶媒体は、単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により確実にデータを消去しなければ、子供たちの個人情報の流出につながりかねないそうでございます。

そこで、お伺いいたします。本町においては、来年度以降何台程度を新端末に買い換え、旧端末を処分する必要があるのか。仮にリースの場合は、新規リースまたは返納台数をお伺いいたします。その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組について、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 山田議員の質問に教育課からお答えをさせていただきます。

山田議員、今ご説明のとおり、G I G Aスクール構想とは、義務教育を受ける児童生徒のために1人1台の学習用パソコンとネットワーク環境などを整備する計画でございます。

本町におきましては、令和2年度にネットワークの整備及び児童生徒、また教員用のパソコン536台を購入、整備を行い、令和3年度より使用を開始したところでございます。

今後、児童生徒等のパソコンを更新することとなりますけれども、現在千葉県では、ご説明のあったとおり、この更新に際し、千葉県公立学校情報機器共同調達協議会を設置いたしまして、この協議会に参加している自治体で機器を共同調達するための標準仕様書の作成業

務を行っているところでございます。本町もこの協議会に参加をいたしまして、共同調達を目指しているところでございます。

今後の更新につきましては、児童生徒数、また予備機を含め、今後の3年間で更新の予定を考えております。

次に、処分についてでございますけれども、処分の方法につきましては、学校内やその他の施設等での再使用と事業者へ委託をして廃棄処分をいたします再資源化が考えられます。このうち、再使用する場合のデータ消去に関する取組についてでございますが、データ消去が適切に実施されず、個人情報等の漏えいがないよう専門の事業者へ依頼いたしまして、適切に処理をした上で、再使用する場合には再使用したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） それでは、もう少し伺いさせていただきたいと思うんですが、本町では、さきに大学からの寄附によりまして端末を整備されたものもあったかと思うんですが、こちらの機械についての更新については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。どのように対応する予定でしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 大学から寄附を頂きまして整備した台数が168台ほどございます。こちらにつきましては、現在小学校の1、2、3年生が活用しているところでございます。これにつきましては、一旦大学で使用されたものを小学生が使っているというところで、こちらについては廃棄をするよう考えているところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、今後は新しいものに更新というか、なるんでしょうか。それともまた、大学さんのほうから継続で次のものなどを頂けるような予定があるのか。その辺はどのような状況なんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 先ほどご説明したとおり、千葉県では共同調達をすることで考えております。こちらの機器につきましては、小学校から中学校まで、全ての児童生徒さん、こちらについては更新をするように、今のところ予定を立てております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 重ねてのご質問になってしまうんですけども、町として共同調達以外に整備更新するような台数、そういったものを考えているようなところがございます。全てが共同調達という形でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 先ほど山田議員さん説明あったとおり、千葉県では基金を創設して共同調達すると。これが一つの国庫補助の要件に該当しております。現在のところ、全てについて国庫補助が受けられるような形で整備をしたいというふうに考えております。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） もう一点お伺いさせていただきます。

再使用をするものもあると伺いました。使えるものについては再使用、とても重要なことであると思っております。例えば、再使用する場合、どのようなところで使うことを考えているのか。先ほどちょっとご答弁いただいたところもあると思うんですけども、そのまま生徒さんの使用になるのか。でも学校の管理職の方であるとか、いろいろなところがあると思うんですが、どのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 先ほど答弁申しました再使用、データを消去して使うというふうな形になるかと思いますけれども、まだ現在どこで使うかというような、そういうアンケートなりを取っているところはございませんけれども、想定としましては、一つは学校内での活用。今学校では支援員さん、また学校内の端末、また場合によってはPTA活動というようなことで活用は考えられるところでございます。

それともう一つは、学校内以外の施設での活用も一方で考えられるところでございます。これにつきましては、町の施設の中のその他の施設。ただ、かなり端末としては古いものであって、すぐ活用できるかどうかは、その場所等で異なるかもしれませんが、活用の場所としては、今申し上げたところが想定されるところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

もう既に、課長さんのほうもお考えをいただいているようでございますけれども、私も端末利用について調べてみました。参考にということで、同じお話になってしまうかもしれませんが、学校においては校長先生であるとか、教頭先生であるとかという管理職の皆様からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの皆様から教員、業務支援員さ

んなど、それから図書館や公民館における貸出用とか、利用者用の端末などというところでご使用になっているようなところもあるようでございますので、考える際のちょっと参考になどしていただくことができればと思います。ありがとうございます。

それでは次に、端末を再資源化する場合の、環境という部分で環境水道課さんということでは、環境水道課さん、それから教育課、認定事業者さん等との端末の再資源化の連携についてお伺いをいたします。

2024年5月17日の環境省の通知では、使用済端末にはレアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも言われております。我が国における金属資源の枯渇リスク等の観点から、G I G Aスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済端末の適正な再資源化を推進することが必要であるとされております。

また、この背景等を踏まえ3省合同通知では、当該端末の更新に当たって、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処分委託を、現行端末の再使用または再資源化の手法として示されており、G I G Aスクール端末等の処分に当たっては、同法に基づき国の認定を受けた再資源化事業者との連携を検討するよう依頼されているところでございます。

G I G Aスクール端末を処分するに当たっては、端末が適正に処理されずに不法投棄や不正な海外輸出等の社会問題につながることや、データが適切に実施されずに個人情報漏えい等の責任を問われることが生じないよう、廃棄物行政の所管課としても責任を持って、これは、環境水道課さんのことを申し上げさせていただいておりますけれども、教育委員会及び小型家電リサイクル法の認定事業者等と連携し、主体的に対応していただかなければいけないと考えております。

そこでお伺いをいたします。本町では、端末の再資源化をする場合、環境省通知に基づく環境水道課と教育課、認定業者と、リースの場合はリース業者さんということになると思っておりますけれども、連携の認識と取組はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） それでは、2点目についてお答えさせていただきます。

山田議員の今説明のあったとおり、G I G Aスクールの下で整備された端末を含め、使用済端末にはいわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、金属資源の枯渇リスクがある中、適正に再資源化を推進することが求められております。

国からの通達でも、法にのっとりた処分をするよう示されております。国の基準に基づく

再資源化技術を有している認定事業者、また製造事業者への処分を考えているところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、この認定事業者さんというのは、比較的連絡が取れるという、この近辺にいらっしゃるといふか、この近辺にいなくてもいいんですけども、認定業者さんはしっかりと確保できている、できる……。ごめんなさい、どうやって聞いたらよろしいですかね。認定は、そういう感じなんですけれども、認定事業者さんをちゃんとお願いできる、そういう事業者さんの目安がついているというんでしょうか。その辺はどのような感じなんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 今すぐに目安ができていうわけではございませんけれども、これは国のほうでこの業者というような認定事業者のリストがあります。したがって、その事業者、国が示されている認定事業者、また認定している製造事業者、こちらに確実に処分していただく、そういうようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 来年度あたりですと、大分かなり台数も一気に集中するようなところもあるようでございますので、ぜひ的確に対応していただくことができればと思います。

最後に、G I G Aスクール端末の処分委託及びデータ消去等の予算措置に関連しまして、これらが適切に行われなかったことにより首長が謝罪をせざるを得なかった事例や、学校のデータがネットに流出した事案、またデータ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、個人データの不適切な取扱いが報道されておりました。先ほどの話と重複してしまいますけれども、やはりそこで改めてお伺いをいたします。

来年度以降に更新が集中するG I G Aスクール端末の処分に当たっては、法令を遵守した適切な認定事業者への委託及びデータ消去等がしっかりと行われることが極めて重要であります。この来年度以降に行われる、本町で一番最初に行っていたやり方が、これからの前例になってくる可能性もございますので、しっかりと取り組んでいただくことができればと思っております。

今後、編成される2025年度以降の予算においても、首長部局と教育委員会部局がそれぞれ適切に連携していただき、適法な認定業者への委託及びデータ消去等に必要な予算措置を行

うことが不可欠であると考えます。改めて、この予算措置についての町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 先ほどご説明したとおり、本町では県の共同調達協議会に参加し、協議、準備を今進めているところでございます。

現時点では、令和7年度からの3年間で更新していこうという考えであり、このGIGAスクール構想でのパソコン端末の更新が円滑に推進できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、大綱2、聴覚補助器等の積極的な活用への支援と行政における活用についてお伺いをいたします。

高齢化の進行に伴い、加齢性難聴の方も年々増加しております。高齢者が難聴になりますと、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われております。また、難聴になると耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まるとも言われております。

この難聴対策として聴覚補助器の活用が有効でございます。聴覚補助器には、マイクで収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器や耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがございます。

高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として末永く働き、動き、生き生きと暮らせる地域を築くためにも、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択し、適切に活用できる環境の整備は大変に重要なことであると考えます。

そこで、高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備についてお伺いをいたします。

社会福祉協議会さんや福祉施設さん等との連携の下、聴覚補助器を必要とする人々への情報提供の機会や補聴器等のお試し利用ができる場所の整備等、高齢者が自分に合った聴覚補助器を適切に選択でき、試すことのできる環境整備をしてはとありますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

山田議員の言われるとおり、聞こえづらさは、生活していく上で、他の方とのコミュニケーションが取りづらだけでなく、テレビ、ラジオの視聴が困難であるほか、防災情報等の取得も難しいなど、生活の質が低下していると思われま。また、難聴によりコミュニケーションが取れずに、家族や知人などとトラブルになってしまうケースやひきこもりになってしまうケースもあると伺っております。

高齢化率が著しく上昇している中、このようなケースを未然に防ぐために、聞こえづらさを感じている方が聴覚補助器等を実際に体験する場や情報収集できる機会があることは、ご自身に合った機器選定の参考になるなど、大変有効なことと考えます。

町事業の開催に合わせて、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの連絡会など関係機関や聴覚補助器の取扱事業者等の協力をいただき、情報提供や体験できる機会を設けることができないかを考えたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。本町に耳鼻科の病院がありませんので、お手数をおかけしますが、そのような機会を設けながらお知らせいただくことができればと思います。よろしくお願いいたします。

次に、聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設についてお伺いをいたします。

このことにつきましては、過去にも一般質問をさせていただきましたが、助成制度はないのでしょうかとのお問合せは、人が替わられる中で今もいただいているところでございます。例えば、導入している自治体の一例を挙げますと、いろいろなところがやっておりますので、いろんな事例があると思うんですけれども、補助の対象は、住所を有し、居住する満65歳以上の方で、本人が市民税非課税、または生活保護受給世帯で聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方で行っているところもあるようでございます。原則として、中等度難聴程度、両耳の聴力レベルが40デシベルから70デシベル未満の方を対象として行っているところもあるようでございます。

補助の内容といたしましては、2万円を上限として1人1回となっております。購入に要した費用が2万円に満たない場合は、その額を補助しているものと伺っております。受付期間などを設けて取り組んでみたところもあるようでございます。

本町においても、聴力の低下に悩む高齢者の方が医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるために、購入の費用を助成する制度の創設は大

変に有意義なことであると思います。助成制度の創設に向けた町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 聴覚補助器とのことをごさいますけれども、補聴器の助成制度についてお答えさせていただきます。

現在の大多喜町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度については、ご存じだと思いますけれども、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の方が対象となっています。これは、児童、特に乳幼児等の小さい子供さんが聞こえづらい状態であることにより、言葉の習得や脳の成長など、様々な部分において影響が出ることを考えられるため、少しでも早い段階から聞こえづらさを解消するために設けられた制度と認識しています。

また、身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、障害福祉サービスの一つであります補装具費の支給制度により補聴器等の購入に対する対応が可能です。

一方、国や県の補助事業等、どの制度も対象とならない方に対して、自治体単独事業として実施している事例もございますが、本町においては、今現在、助成制度については考えていないことにご理解をいただきたいと存じます。

聞こえ方に不便さを感じている方からの相談などがあつたり、該当者などを把握した場合には、その方個人の方の聞こえ方などに応じた個別の対応を考えたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。細かいご対応をいただけるということでございましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

やはり聞こえませんと、先ほどお話しさせていただきましたが、認知症という問題、これが進んでしまう。もしくは、高齢者の皆様のお力を借りて、元気で働いていただく、地域で頑張っていただくというところにおいても影響がある場合もあるかと思しますので、引き続きいろいろな面でご検討いただくことができればと思っております。

次に、これは前にもやりましたので、本当押し問答になりますから、何とぞよろしくお願ひしますということで終わらせていただきます。

次に、役場窓口等への軟骨伝導イヤホンの導入についてお伺いたします。

円滑な会話を阻む原因の一つに聞こえの問題がございます。何度も聞き返しますと会話の流れが止まってしまいます。いらいらにつながることもございます。窓口で大きな声で話す

と、個人情報や相談内容が周囲に漏れる心配があります。

最近、役所の窓口で軟骨伝導イヤホンを導入する自治体が増えてきております。同イヤホンは、耳の軟骨を振動させることで周囲の音を伝えるもので、集音器に小声で話しかけても、難聴の方にははっきりと聞こえるそうです。話しかける方の声質にも影響されにくいようです。両耳に装着しますが、耳の穴を塞がずに使えるため快適性に優れ、イヤホンに穴が空いていないため消毒などもしやすいそうです。

私も使用体験をさせていただきましたが、とても軽く、装着感も少なく、思っていた以上にクリアに聞こえました。来庁された方はもとより、職員の方の聞こえによる業務負担の軽減にもつながるのではないかと感じました。

本町でも窓口で配備し、老眼鏡のように利用を希望する人に同イヤホンの貸出しをしてはどうかと考えます。また、地域包括支援センターの方などの訪問先での活用や脳トレ教室での活用なども考えられるのではないかと思います。価格も1台3万円程度とのこと。軟骨伝導イヤホンを導入してはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 山田議員の言われるとおり、聞こえづらさのある方が役場に来庁された場合の窓口対応や、介護認定調査及び高齢者訪問で聞き取りを行う際に多くの時間を要していることがあるのも事実でございます。

お互いのコミュニケーションをより円滑に行うツールの一つとしてご提案いただきました軟骨伝導イヤホンをはじめ、聴覚補助器を導入している自治体等の運用状況を十分確認した上で、効果が確認できれば町としても導入について考えたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ぜひお願いしたいと思います。

私は山武市さんの導入のところへ実際に行って、職員の皆様の利用状況なども聞かせていただきました。実際体験もさせていただきました。最近では九十九里町さんでも導入されるというお話も伺っておりますし、いすみ市さんでも導入されるような話も聞こえてきております。ぜひ、決して悪いものではないのではないかなという感じがいたしましたので、本町においても高齢化率が高くございますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

また、役所の窓口で使っていただくことで、このイヤホンもご家庭でも活用していただくことができるのではないかなと、そのようにも感じました。先ほど体験、聴覚補助器を体験

する機会をとということをございましたけれども、もしかしたらその機会の一つとして役所の窓口というところも考えていただけるといいのかななんて、ちょっとそんなふうを感じているところをございます。

高齢化社会に伴いまして、聞こえの問題はこれからもずっとあると思いますので、今後ともぜひ町としてもお支えいただきながら、町民の皆様の快適な生活が送れますようにお力添えいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、大綱3、書かない窓口の取組状況についてお伺いをいたします。

こちらにも以前にも一般質問をさせていただきましたが、お悔やみ後の各種申請届け時などにおいて、何枚もの書類に住所や名前を書かないで済むような対策の検討についてお伺いをさせていただきました。

本町の各課におきましては、平時の業務において、住所や氏名が既に印字された書類を使用してくれるなど、町民の皆様の手続の負担の軽減に努めていただいているなということを感じさせていただいているところをございます。

その上で、何かと慌ただしい中で手続を行うお悔やみ後の各種申請届け時における書かない窓口は、より時間の短縮にもつながり、ありがたいものと考えます。コロナ禍前の質問でございましたが、また、マイナンバーカードの普及などもあり、大変お忙しいものを間に挟んでの状況という中でございましたけれども、担当課におきましては、水面下で大変いろいろ勉強し、研究していただいているというお話も伺っております。

そこで、今回この書かない窓口の取組状況は、現在どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問について税務住民課からお答えいたします。

令和4年6月会議でも山田議員のほうから書かない窓口の導入についてご質問があり、このときは、書かない窓口の導入は一度に複数の申請書や届出書を書かなければならない場合に、手続にかかる時間の短縮、窓口に来られた方の負担軽減につながると考えられるため、今後導入が可能か考えていきたいというふうにお答えさせていただきました。

そのため、令和4年度は書かない窓口を導入している先進自治体の導入事例や導入方法を調査いたしました。ここで、導入に当たっては、導入窓口の洗い出しや、その窓口業務が転入・転出など、どのようなときに発生するかなどをあらかじめ取りまとめ、書かない窓口の

対象とする業務等を検討し、どのような形で書かない窓口を導入するか考えておく必要があることが分かりました。

その後、令和5年度は税務住民課において窓口業務の洗い出しなど、今年度は関係する課で窓口業務の洗い出しを行い、さらに近隣自治体の導入・検討状況も調べ、導入している自治体の話も今後聞きたいと考えております。

そのため、今後はこれらを踏まえて、手続きにかかる時間の短縮、窓口に来られた方の負担軽減、また事務の効率化にもつながり、費用対効果のある本町に合った書かない窓口を考え、導入について方向性を出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 本当に、今課長さんからお話ございましたけれども、書かない窓口につきましても、担当課の仕事だけではなく、町のそれぞれの課がどのような書類を作り、どのような形の仕事をされているのか、書式になっているのかとか、全て把握しないといけない大変膨大な量の仕事になっていると思っております。

そういう意味では、担当課のみならず、各課にも大変ご負担をかけながら調査をしていただいているのではないかなと、そのように感じているところでございますが、やはり仕事をする中で、町の中で似たような書類を使っているとか、重複したような仕事をしているというような仕事の精査というものも場合によってはできていくことも考えられるのではないかなと思っております。職員の皆様も減り、業務も増える中で、こういった書かない窓口を調べる場合におきまして、一方で、そういった業務をもう一度見直していただくという機会にもしていただきながら、ただ仕事だけが増えてしまったということにならないように、そういった部分も含めてお願いをできたらありがたいと思うところでございます。

書かない窓口においては、いろんなシステムがありまして、いろんなシステムを使いながらやっているところもあるようでございます。ただやはりお金をかければいいというものでもないかなと私は思っております。本町に合った、もしお金がかかるのであれば適切な価格で、町民の皆様も利用ができ、そして職員の皆様の軽減もできるというような、こういった考え方も必要ではないかなと思っております。

その中で、やはり一つマイナンバーカードを使いまして、この取組を始めているところもあるようでございます。もしよろしければ、今後本当に大多喜町、このマイナンバーカードの普及、始めたときは県下でも下のほうだったと伺いましたけれども、本当に終わりの頃は

県下上位の普及率ということで、休日も返上し、出張もし、本当に職員の皆様もお手伝いいただきということで、大変尽力をしていただいたこのマイナンバーカードでございますので、この辺も使いながら、できるようなものをまた検討してみていただくのもどうかというふうに思っております。

また、一遍に各課の書類ができれば一番いいんですけども、もしかしたら、こここの課のものは似通っているの、ここから始めてみましょうかというような、やれるところから一つずつ進めていっていただくという考え方もあってもいいのかなというふうに、そのようにも感じております。この辺、課長、どのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） マイナンバーカードのほうが大分普及されておりますので、そういうのも使いながら、今システムでそういうのを読み込んでやれるというのも普及しております。あとは、職員が話を聞きながら、免許証とかマイナンバーカードを今度見ながらパソコンで入力して書類に印字するというような、幾つかの方法がありますので、そういうシステムとかの種類を見ながら、また、今山田議員さんがおっしゃったとおり、各課の仕事をしながら、スモールスタートができるようであれば、そういうところも頭に入れながら、大多喜町に合った、また住民の負担の軽減ができて、さらに事務の効率化にもつながるようなものを導入できれば、そういうところをやっていききたいなというふうには考えています。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしく願いいたします。担当課のみならず、全課の皆様にご負担をかけることもあるかと思っておりますけれども、町民の負担の軽減ということも含めまして、継続してご検討いただくことができればと思っております。よろしく願いいたします。

以上で大綱3点の質問を終わらせていただきましたが、本日で私の一般質問の機会は最後となります。代々の町長はじめ教育長、また執行部の皆様には、私の拙い質問に毎回丁寧にご対応いただき、そして政策へと反映していただきましたことに心より感謝を申し上げます。

最後に、大多喜町町民の皆様のご健勝とご多幸、そして大多喜町のますますの発展をご祈念申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時15分から再開します。

(午前 11時04分)

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時15分)

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（渡邊泰宣君） それでは、一般質問を続けます。

次に、6番吉野僖一君の一般質問を行います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私も山田さんと同じで4期やりまして、今限りで一般質問、議員活動、最後になりますので、最後の一般質問ということで、よろしくお願いします。

初めに、防災計画と町道整備についてお伺いします。

町民の生命財産を守ることにに関して一番身近に実感するのは、火災や、特に人命に関する救急医療業務の充実が急務かと思えます。過去の2010年9月議会で消防署が大多喜にできたときに、大多喜は範囲が広いから消防署の分遣所を老川、西畑のほうでもいいからということで質問した経緯がありまして、それに関連するかも知れませんが、人命に関わることなので、再度質問させていただきます。

救急車のみを配置した分遣所の設置要望に対するその後の経過、対応について、どうなっているのかお伺いします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

消防署の分遣所の設置に係る要望につきましては、人命に関わることなので、本町といたしましても、救急対応できる分遣所の設置は望まれるところではございますが、分遣所庁舎の整備、救急車両の整備、また人件費をはじめとする維持管理経費が増大することになります。町の広域常備消防の負担金は、5年度決算では2億1,200万円余りの負担で、本年度の予算につきましては2億3,000万円余りの負担という形で、年々増大しているところでございます。

分遣所の設置につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の事務となりますので、分

遣所を設置するとなれば、新たな施設の整備等の負担、職員の確保という面や、何より他の構成市町の理解を得る必要がございます。本町だけに設置するとなると非常に難しい問題でございます。

このようなことから、分遣所の設置に関しましては進展していないのが現状でございます。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 総務課長は答弁、本当にそのとおりだと。経費かかりますからね。

そこで、そのぐらい私も言ったんですけども、やっぱり救急車、レスキュー出ると、ホームページ、私も独り暮らしが近所多いので、いつも見ているんですよ。救急車だけだとホームページ出ないんですけども、救急車両2台が出るとホームページ出るような、今消防署のネットで確認できるんですよ。

そこで、やはり大多喜は範囲が広いので、分遣所が無理であれば、私もドクターヘリ2回お世話になって命拾いしているんですよ。だからそういう思いがあるので、できれば簡易型のそういうヘリポートの整備というか、それだったら、ちょっとした人家が少ないところで、範囲が広いからちょっと空地があると思うんですよ。

そういうところに、ヘリポートだけでもポイントポイントやっておけば、学校のグラウンドでもいいし、それはいろいろあります、やり方あると思うんですけども。そういう整備も、今後、高齢化でもって、確かにネットで見て、救急車来るまで、中野まで大体20分ぐらいかかるんですよ、あれが出てから。昨日も溪谷の、夜、栗又の滝のほうであったんですけども、中野まで20分ぐらい、そこからまた5分とか10分、やっぱり30分ぐらい老川のほう、会所になるとまたそれから30分か40分ぐらいになっちゃうと思うんですよ。

だからそういうことを考えると、やはり本当に救命ということになると、そういうヘリポート、夜はちょっと飛べないと思うんですが、ナイター設備にすればまたあれかもしれないんですけども。ドクターヘリは、今北総病院と木更津中央病院に2か所ですよ。私もお世話になっているので、そういうヘリポートの整備に、町はどのように前向きに考えているかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 本町におきまして、救急体制に係る常設のヘリポートにつきましては整備されていないところではございますが、緊急時や災害状況に対応するためのヘリコ

プター臨時離発着場等の確保ということで臨時ヘリポートを指定して対応してございます。

平成22年時、3か所であった臨時ヘリポートも、現在では9か所を適地として指定、受入予定場所として開設等してございます。

今後も有事や災害の状況によりまして、新たなヘリポートの必要性が生じた場合につきましては、臨時ヘリポートの設置基準等を勘案しながら対応したいと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） さすがです。すごく今感動しております。

一般町民、なかなか9か所というのを知らないんですね。議員もたしか知らないと思うんですね。やはり広報か何かに地区のそういう、あまりあっちゃいけないことなんでしょうけども、そういう緊急のヘリポートの場所等がある程度町民にも伝えていただければ、大多喜はすごいな、住んでよかったなという気持ちになると思うので、今努力していることは、本当にありがとうございました。

そういうことで、できるだけいい方向に町民の生命・財産を守るのが基本でありますので、今後とも頑張っていただきたいと思います。

次に、議長、よろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） どうぞ。

○6番（吉野僖一君） 次に伺います。

平林町長さんは、町民目線で立候補されました。これは選挙のときに各地区で、挨拶の中で町民目線でということで、すごく感動しております。

今現在、町内で緊急車両が通過できない集落道路は何か所あるか。この町道整備について、現状と今後の対応について、町はどのように対処するのか。後継者問題、嫁さん、婿さんが救急車も通れないようなところには嫁にはやれないよと、そういうあれじゃ困るので、やはりそれも兼ねて、町民との協働のまちづくりを主張する平林町長さんにお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまの吉野議員のご質問に関して、まず建設課のほうからお答えさせていただきます。

今お話のありました町内で救急車両が通過できない場所がどのくらいあるのかというよう

なご質問でありましたので、本町の救急に関する業務を行っております夷隅郡市広域市町村圏事務組合の消防本部大多喜分署に確認しました。消防車が通過できない場所が38か所、救急車が5か所程度あるとの回答でございました。これは大多喜分署が把握しているものであり、町内全体の集落内道路を考えますと、このほかにも該当する箇所は数多くあるのではないかと思います。

このような道路への対応でございますけれども、各区からは道路に関する課題に対して様々な要望が提出されております。拡幅工事を含めた道路整備等につきましては、計画的に事業を実施させていただいているところでございます。

救急車両の通過できない狭隘道路の拡幅についてですが、関係区の協力が必要であり、とりわけ土地所有者のご理解、ご協力が不可欠でございます。

今後も利用状況や関係区のご意見を踏まえて、優先度や費用対効果も見極め、事業を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○6番（吉野 儋一君） できれば町長さんの声を。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 吉野議員から、町民のことを思いながらのご質問をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も、町民目線というような単語は使ったことはないですが、心の中では全くそのとおりでございます。

後継者問題もなかなか厳しくて、協働のまちづくりも含めたところで、多分、どうやって町長考えているのというようなことなんだろうというふうに思っております。

今のご質問の中で、救急車も入れないところに嫁に行けないよというようなお話ございましたけれども、そういうイメージであってはまずいなというふうに考えておりまして、今いろんなところでいろんな展開をさせていただいておりますけれども、まず、町をもっともっと、明るいイメージの大多喜町をどんどんPRをして、町のブランド力を上げる。そうすれば、例えば町外から来るお嫁さんも、ああいうすばらしい町だったら、少々なことはあっても結構いけるかなというふうに思っただけのだろうということもございまして、皆様にとっては、全てが賛同できるようなお話ではなかったのかもしれませんが、ハープパークを造ってみたり、それから、これからはパンブトラックみたいなものを使って、もうちょっと交流人口を増やそうとか、台の古墳群をもっと何とかしようとか、大塚山を自転車の

聖地にしながらやっっていこうと。明るいイメージにしていこうというふうに思っています。

具体的には、うちの企画課のほうでいろいろとマッチングをしていただいております、この暮れだか年明けぐらいでしたか、お一組ぐらい、その関係でご結婚がどうも決まりそうだというようなお話もいただいております。これは地道に、なかなか派手さもないし、逆に言うとあまり突っ込み過ぎても、若い方たちから、そんなにどうのこうのというようなご発言もあるようでございますけれども、そこをぐっところえながらの努力が実ってきているのかなと思っております。

また、県の出先のほうでも、この夷隅郡内、管内に、そういうような方たちをもっと迎え入れようということで努力もいただいておりますので、そういうことがお互い相まって、いい結果が出てくるのかなと思っております。なかなか一朝一夕にはできないことではございますけれども、一つ一つ、一歩ずつ頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

(「ありがとうございました。町長の見極め、あっぱれだと思いますね」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 6番吉野僖一君。

○6番(吉野僖一君) それで、私も過去に、消防署に進入できない箇所、困難箇所というので、もらってあるんですけれども、私が1期目だったかな、議長が泉水の小高さん、私副議長で、泉水区の人から、やはり道が狭い、みんな広げたいと思うんだけど、何か昔から2軒がちょっと相が悪くて、その2人のために、副町長さん地元なので、できれば泉水区の皆さんからちょっと救急車両が入れないからと。みんなが広げたいと思っただけでも、昔からちょっと、個人的なあれは言わないので、2軒がちょっと……。それは副町長がよく知っていると思います。できるだけ、私もそれを言われてなかなか解決できないので、やはりせっかく副町長がいるので、できればいい話にさせていただきたいと思います。

○議長(渡邊泰宣君) 6番吉野僖一君。

○6番(吉野僖一君) 続きまして、町道の湯倉西部田線のS字カーブの狭隘箇所は、町民の声が地主さんに届いて、地主さんも町のほうへ土地を提供していただいで整備をしてほしいと申し出ていただきましたが、町が全然大応してくれないとの地主さんからのことでありまして、この件に対して町はどのように対応するのか、早急に対応するのかしないのかお伺いします。

ヒアリングで建設課長さんと話をしましたら、そこは共有地で地権者が12名ということで

したね。それで、弥喜用地先なので、あそこは昔カヤ場だったんだよという、共有地ですよ。ただ、その地主さんが調べて、ほとんどその地主さんの土地で、もう一人、資料を後で渡しますけれども、区で対応するようなあれじゃなくて、その地権者ともう一人と3人かな。大体の話が、地主さんは寄附しますよと言ってくれているので、その点について、善は急げと申します。課長さん、どうですかね。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまのご質問にありました町道湯倉西部田線のS字カーブの箇所につきましては、本年の2月にも湯倉の区長から、別件の、そのときは別件の要望でございまして、来庁いただいたときに、今すぐにはないけれどもということでお話を伺いました。

内容としては、見通しが悪い部分の地権者からは内諾は得ているので改良を検討してもらいたいとのことで、口頭による相談でございました。

なお、相談に対する回答はしておりませんが、このS字カーブについては危険箇所として以前から把握はしておりまして、局部的な改良により安全性が高められるというふうにご考えております。

先ほども答弁させていただきましたが、町としては、道路に関する要望が数多く提出されておりまして、その多くは道路拡幅などの改良に関する要望でございます。

本件のような幹線道路における道路改良工事等は多額の費用を要することから、町の総合計画の施策の内容にもあるように、道路整備計画を策定しまして財源確保に努め、整備を計画的に推進しているところでございます。

ご要望いただいた内容については、必要な調査を行いまして、状況に合った整備を計画してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 当初、課長との話合いでは、共有地で、地主さんが、関係者が12名ということでしたが、寄附していただける人は、やっぱり登記所へ行って調べてくれて、実際は財務省の土地もちょっとあるんですね。それともう一人の人と3人であるので、区で要望を出すんじゃなくて、個人が町へ寄附するということなので、それは交通安全対策上、やはり危ないから寄附しますよということなので、これは重く受け止めて、その人の気持ちを酌んでやってほしいと思います。

この件について、土地に関しても当然税金がかかると思う。税務課のほうはそれを調べて

くれましたかね。調べてあるかないか。調べていないか。

○議長（渡邊泰宣君） ちょっと通告外になっちゃう可能性があるんだよ。

○6番（吉野僖一君） 下からです。

○議長（渡邊泰宣君） 下……、ちょっと通告外になるので。

○6番（吉野僖一君） じゃいいよ。分かった。

それで、できればせつかく地主さんがそうやって言ってくれて、吉野さん、これ共有地だけれども、ほとんど私ともう一人のひと、無償の土地だから、反対するあれは何もないから、いいほうにやってくれということと言われておりますので、町民の代表ということで一般質問をさせていただいております。後でこの資料は渡しますけれども、本当にちょっとのところでなんですよ。ちょっと待ってください。

○議長（渡邊泰宣君） 資料がなければ次に進んでください。

○6番（吉野僖一君） いいですか。

○議長（渡邊泰宣君） はい。

○6番（吉野僖一君） じゃ、その件については、また後ほど課長さんとお話ししたいと思います。

続きまして、2のいすみ鉄道の脱線事故について、今後の町の対応と対策案についてお伺いしたいと思います。

買物に行きづらくなった。鉄道はいつになったら動くのだろうか。沿線住民の皆さんが心配しています。脱線事故から1か月、もう2か月入りますか、1か月が経過した。今も復旧の見通しが立っていません。事故原因と見られる木製枕木の腐食が全線で著しく、予想を上回る地点で工事が必要であるということで、沿線自治体は支援する構えだが、作業の人手は限られ、それでも来年の春の書き入れ時の復活を目指すとの報道でしたが、この件について、町の対応と対策についてお伺いします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問につきまして、企画課からお答えさせていただきます。

10月4日に発生した脱線事故につきましては、専門機関から事故発生箇所以外での軌道の不具合が指摘され、いすみ鉄道では第三者機関の支援を受けて、全線にわたる調査を継続しながら運行再開に向けた復旧計画を作成しているところでございます。このため、現時点では、今後の復旧に係る具体的な工期や費用など明確になっていない状況ではございますが、

早期の運行再開に向け最善の努力をしていくとのことでございます。

また、運行再開に向けた工事費等に対する財政支援といたしましては、今後、いすみ鉄道から示されます事業費に合わせまして、千葉県及び夷隅郡市2市2町で支援していくこととなっておりますので、今後、適切に予算措置してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 復旧に関して予算的なあれは、やはり大本は株主というか、あれはやはり県ですか、これは、株主の比率というか……。大多喜町も2番目に多いと思うんですけども、一番多いのが県があると思うんですけども。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 株主割合としましては、やはり千葉県が一番多くなっております。続いて、大多喜町、いすみ市、あと勝浦と御宿町、千葉銀行さん等となっております。

○議長（渡邊泰宣君） これは、この前の議会全員協議会で話があったと思うんですけども。
（「ちょっと待って。どこかいっちゃった。ごめんなさい」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） その辺は大体分かっているんじゃないかな。

○6番（吉野僖一君） だから、一番の動脈ですから、その辺の出資比率とか、全然今動いていない状態というのがすごく気になっちゃっているんですけども、その後の進捗はどうなんでしょうか。まだ調査段階ということですか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 現在も調査を進めながら復旧計画を作成している状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 一応、来年の3月いっぱいまでというふうな、この前も社長来て、皆さん質問して、そういう回答があったんですけども、間違いなく3月いっぱいまで開通できるんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 調査及び計画作成中でございますので明確なお答えはできないところでございますが、今回復旧に当たりましては、令和6年度、今年度におきまして、特に大多喜高校生の通学等、輸送需要が多い大多喜・大原間、こちらの復旧を優先的に行う方針

とのことをございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 吉野君、あまり細かいことは、多分、いすみ鉄道のことだから、細かいところまでちょっと難しい。

○6番（吉野僖一君） だから、一番通学、代行も存続も兼ねているので、やはり重要な問題なので、ちょっと脱線したかもしれないけれども、そういうことで、今後とも早急に、やっぱり町民心配していますよね。全然動いていないということが。

次に進みたいと思います。

次に、房総横断鉄道たすきプロジェクトということで、地方銀行が小湊鐵道、いすみ鉄道の両鉄道の沿線活性化を進める企画を始めて、地方銀行は房総半島を横断する小湊鐵道といすみ鉄道の活性化に向けたプロジェクトを進めているという報道がされております。

そういうことで一生懸命銀行さんも何とか房総横断鉄道ということでやっております。

地域産品の子会社の地方銀行の商店が運営するクラウドファンディングサイトを通じて紹介する。沿線は高齢化が進み、利用者も減少傾向になり、地域おこしへ向けて様々な企画を検討していく。

両鉄道は、上総中野駅を接合点につながるが、今までに協調した取組は少なかったもので、今後町はどのように対応と対策と利用促進を図るのかお伺いします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 引き続き企画課のほうからお答えさせていただきます。

両鉄道は、この地域にとりまして大変重要な路線であると認識しているところでございます。まず、本町及び関係自治体においては、地域の公共交通として輸送の安全を確保し、安全・安心な運行を継続するため、いすみ鉄道に加えまして、令和5年度からは小湊鐵道に対しましても、鉄道安全輸送設備等の整備・更新費についての補助を実施しているところでございます。

また、両鉄道におきましては、房総横断鉄道として記念乗車券を発売し、観光面においても利用の促進を図っているところでございます。

そして、議員おっしゃられましたように、地方銀行さんと小湊鐵道、いすみ鉄道の3者が連携しました房総横断鉄道たすきプロジェクトが今年度企画され、この企画には千葉県と沿線の5つの自治体が後援に入りまして、鉄道、民間、行政が連携し、沿線の活性化を目指す取組となっております。

現在、いすみ鉄道が運行できない状況となっておりますが、イベント等の時期を調整しながら、このプロジェクトを実施するという事で、引き続き企画を進めていくこととなっております。

町としましても、本町の地域公共交通計画、こちらにいすみ鉄道、小湊鐵道の利用促進を位置づけ、事業を展開していくこととなっておりますが、今回のたすきプロジェクトのように、行政や鉄道だけでなく、様々な主体が関わり連携を図りながら、今後も両鐵道の利用促進と沿線の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。頑張ってください。

私的なあれで、ついでに申し上げたいと思うんですけども、小湊鐵道はトロッコ列車が、やっぱり修繕してやっと動くようになりました。ふだんの土日でも小湊鐵道は3両編成で、お客様は満杯で中野に来ます。そして、3両編成満車で来たのに、いすみ鉄道は1車両、乗り切れないんです。それだけ人気があるんですよ。

それで、個人的なあれで申し訳ない、最後で申し訳ない。地域おこしということで、町長さんはじめ、課長さんもいますので、できれば、そのトロッコ列車を、今溪谷で止まって牛久へまた帰っちゃうんですよ。中野まで来ないんですよ。昔は、中野駅はSLも来ていて、千葉行きもありましたし、石炭がらを落とすボックスが線路の下にあって、石炭がらを落とすようなところもあって、SLが木原線を通っていたんですよ、千葉行きのほうね。そういうこともあるし、それで何かいすみのトロッコのためにまたSLをほかから持ってきたというのが新聞に出ていましたけれども、そういうトロッコ列車を小湊鐵道、いすみ鉄道乗り入れて、大多喜・牛久でもいいですよ。そうすると、その間の観光ルートがいろいろ……

○議長（渡邊泰宣君） 吉野君。

○6番（吉野僖一君） 私的なあれで、これはだから……

○議長（渡邊泰宣君） 前にも、小湊鐵道からいすみに乗り入れるの、ちょっと保安上難しい問題があるということも説明があったと思うんですよ。

○6番（吉野僖一君） だから、それをやるのは行政だよ。やはり町民の声というか、それをしなくちゃ残せないよ。

○議長（渡邊泰宣君） 次、進んでください。

○6番（吉野僖一君） だから、個人的な意見だけと云ったけれども。

○議長（渡邊泰宣君） 次、進んでください。

○6番（吉野僖一君） だから個人的な意見ですと言ったでしょう、今。そういう案もあるということなんだよ。やはり議会は、前を向いて、確かに質問外かも、個人的な意見で申し訳ないけれども、そういう思いがあります。

○議長（渡邊泰宣君） 分かりました。次、進んでください。

○6番（吉野僖一君） 続きまして、最後の最後に、地籍調査の現況と問題点についてお伺いします。

地籍調査は、まちづくりの基本的な基本であると思います。私の若い頃、まちづくり検討委員会で県庁の知事室で県の職員さんからいろいろな県の政策を聞かされました。その中で、全総連という言葉について説明がありましたので、すみません、全総連という言葉について、どういうことなんですかということで質問しました。そのときの答えは、国の政策で全国の総合開発計画で、全国の総合開発計画です。全国ですよ、全国の地籍調査を向こう20年で終わらせるとの説明でした。近隣では一宮町が終わっております。

メリットは、災害復旧がすぐにできるのと、地主さんは立ち会うだけで、国と県で経費の95パーセント、地元市町村は5パーセントで済むという説明でした。例えば100万円の経費だったら、国・県が95万円、地元市町村は5万円、地主さんは立ち会うだけというすばらしい計画です。ただこれも、なかなか進捗率が悪いんですよ。その辺、住民との意見交換会を実施した中で、町民から空き地、空き家対策についてのご意見、質問がありましたが、地権者の相続問題とかいろいろな問題が絡み合っているのか、実情と現況だと思います。

このような難問も、もし地籍調査が終わっていたら、土地や家屋の売買もスムーズになり、地域づくり、まちづくりになると思いますが、町のトップであります平林町長さんの考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） この地籍調査については、この前も新しい計画を出しているんだよね。その辺は留意しておいてもらいたい。

建設課が答弁するそうですから。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 地籍調査に関するご質問ということで、建設課のほうからお答えさせていただきます。

本町の地籍調査事業でございますけれども、平成5年度に着手いたしまして、およそ30年を経過しておりますけれども、進捗率は約24パーセントで順調に進んでいるとは言えない状

況でございます。

具体的に、本事業の進捗状況が悪い要因といたしましては、地籍調査は土地所有者など関係者の方々が双方の合意の上で土地の境界を確認いたしますので、調査には多くの時間と手間がかかることが挙げられます。また、事業に関する経費に対して町の負担は、先ほど吉野議員さんからもお話がありましたが、実質的に5パーセントということで実施することは可能ですが、大幅な事業の進捗をするには、国及び県の負担金も含めた十分な予算の確保が必要な状況でございます。

地籍調査の成果は、土地境界に係るトラブルの未然防止や民間土地取引の円滑化に寄与するのみならず、効率的な行政運営を行う上で最も基礎的な資料となるものであります。

近年では、新たに事業に着手、また休止していた事業を再開する自治体も増えるなど、事業推進の必要性は年々高まっていると考えますので、本町においても計画的に地籍調査の推進を図ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） それで、地籍調査、また国が第1次から、昭和38年から47年、第2次が昭和45年から54年、第3次が昭和55年から平成元年まで、第4次計画は先ほど言った平成2年から平成11年、第5次計画が平成12年から21年、第6次計画が平成22年から令和元年度、現在はだから第7次計画で、令和2年から11年ということでございますね。

西畑のほうは、まだ手つかずで本当に困っております。責任を感じております。

続きまして、こういう地籍調査が終わっている一宮町は、千葉や東京方面の通勤圏で地籍調査も終了しているので人口も増えている状況、そういうことであります。やはり住むには、そういう整備されたところに若い人が来る。だから大多喜もできるだけ、予算的なあれであるかもしれない、国の政策にのっとってやれば、それなりの効果があると思う。やはり、言わないと国・県は動いてくれません。

そこで、本町と近隣市町村の進捗状況についてお伺いしたいと思います。本町は先ほど24パーセントということでありました。ほかの市町村はどうなんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 近隣の地籍調査の進捗状況についてですが、いすみ市2パーセントです。これは令和5年度末の数字ですが、いすみ市2パーセント、勝浦市が4パーセント、睦沢町66パーセント、長南町51パーセント、先ほどありました一宮町と長柄町及び白子町に

については完了しております。御宿町、茂原市は、今着手に向けて準備中ということでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

いすみ市はやはりちょっと遅れている感じ。こういうのはやはり、この元旦に大地震がありましたけれども、ああいうところの、能登ですね、能登半島。こういう地籍調査が終わってれば災害復旧は早くできるということで、真剣に皆さん考えていただきたいと思います。

行政は、公平・公正・平等が基本だと思います。私の議員活動は地籍調査で始まり、地籍調査で終わります。

最後に、一町民、議員としての反省点は、この地籍調査は、各地区、老川地区、西畑地区、総元地区、大多喜地区、上瀑地区、同時に行うことができなかったことが、私としては非常に残念。やはり各地区一緒にやれば起点が決まって、初めは飛び地はできないということでしたが、葛藤とか、栗又地先は飛び地でもやっておりました。

この辺が行政の公平性、町の発展に、石頭だ、全然やっていない。中野は、西畑地区は12年から、前町長さんは25年からなんて言うておりましたけれども、やはり皆さんが町民のため、町発展のために、今後とも勉強して、いろんな引き出しがあると思いますので、うまくそれを活用して、町発展のため、議員の皆さんの若返り、私も正月来ますと78です。これが最後の議員活動、一般質問になります。特に、女性議員の誕生を強く望むということが、広報にも私出しましたけれども、そういうことで、今まで町発展と、町民皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げまして、大変お世話になりました。吉野僖一、これで議員活動、一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で、吉野僖一君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

その間に昼食を取っていただき、午後は1時から会議を再開します。

(午後 零時01分)

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎報告第15号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、報告第15号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告をお願いします。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第15号の説明をさせていただきます。

議案つづり1ページをお開きください。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により議会から町長の専決処分事項として指定される解散に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正として専決処分をしたものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

報告第15号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお願いします。

令和6年度一般会計補正予算（第3号）は、衆議院が令和6年10月9日に解散したことによる衆議院議員総選挙に係る歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ917万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,295万5,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは、次に事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入。

款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金860万9,000円の増額補正は、衆議院議員選挙委託金として期日前投票所、当日の投票所や開票所に係る経費や事務費等その他の選挙に係る経費として見込みました。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金56万2,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出。

款2総務費、項4選挙費、目4衆議院議員選挙費917万1,000円の増額補正は、衆議院議員選挙に係る予算の計上で、節1報酬は選挙期間中の選挙管理委員会委員4人分の報酬と期日前投票及び当日の投開票管理者等の報酬でございます。節3職員手当等は職員の時間外勤務手当などでございます。節7報償費は、公営ポスター、掲示板設置場所の借用、投票箱の確認時の謝礼等でございます。節10需用費は消耗品などでございます。節11役務費は、投票所入場券の郵便料と選挙公報の新聞折り込み広告料、投票用紙交付機等の点検手数料でございます。節12委託料は、説明欄記載の各業務の委託料で、次の節13使用料及び賃借料はコピー機借り上げ料と投票受付システムの使用料でございます。節17備品購入費は、開票で使用する投票用紙読み取り分類機増設ユニットでございます。

次ページ以降の給与費明細書の説明は割愛させていただきます。

以上で、令和6年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についての報告とさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） これで、報告第15号 専決処分の報告についてを終わります。

◎同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、同意第13号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、議案つづりの23ページをお開きいただきますようお願い申し上げます。

初めに、提案理由を申し上げます。

教育委員会委員の佐川桂子氏が令和7年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として任命するため議会の同意を求めるものでございます。

それでは、本文に入ります。

同意第13号 大多喜町教育委員会委員の任命について。

次の者を大多喜町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、大多喜町森宮579番地、氏名、佐川桂子、生年月日、昭和35年3月15日でございます。

佐川桂子氏でございますが、昭和50年4月より千葉県立市原養護学校教諭として勤務されて以来、県内の養護学校、聾学校や県教育庁特別支援教育課長、県立君津特別支援学校校長を歴任され令和2年3月に定年退職されました。その後も、学校法人植草学園特命教授さらに令和6年4月から植草学園大学発達教育学部学部長に就任しております。

佐川氏は、人格は高潔で幼児、児童生徒の特別支援教育に関して豊富な経験と識見を有しており、本町の特別支援教育及び障害のある人の生涯にわたる多様な学びの推進に向けた指導、助言が期待できるなど教育委員会委員として引き続き任命したいと考えておりますので、ご同意をいただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから同意第13号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、議案第54号 大多喜町地域包括支援センター設置条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、議案第54号 大多喜町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

令和6年4月1日施行、介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの人員配置基準が緩和されました。それに伴い、大多喜町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を割愛し、概要を説明させていただきます。

大多喜町地域包括支援センター設置条例の一部を次のように改正する。

「第4条第1項中「員数」の次に」から、下から6行目後半になります「を加え」までは地域包括支援センターに配置する専門職は専従かつ常勤とされていましたが、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合には、常勤換算法により配置基準を満たすことが認められるとするものでございます。

次に、同じく下から6行目後半になります「同項第3号中」から次のページ3行目中ほど「に改め」、ここでは人員配置基準の主任介護支援専門員の研修等について規定していますが、規定する引用先の変更に伴う改正でございます。

次に、上から4行目中ほど「同条第1項の次に次の1項を加える」とあるのは、地域包括支援センター運営協議会が効率的な運営であると認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域の第1号被保険者の合計数に応じた数の常勤職員を個々のセンターに振り分けて配置することで職員配置基準を満たすことができるようにするための項の追加となります。

説明が前後しますが、本文上から3行目後半「同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同行を同条第3項とし」とあるのは、先ほど第2項を追加したことによる項ずれに対応するための改正でございます。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 山口です。

すみません、ただいまのご説明なんですけれども、地域包括支援センターの設置条例は国の基準を基に定められていますけれども、今回の一部改正で現行の地域包括支援センターの何がどのように変わるのかを説明していただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 大多喜町の地域包括支援センターそのものの変更は特にございません。ただ、職員の配置基準等を少し緩和されたことによって、例えば包括支援センターが幾つもあるような市町村の場合に、個々に基準の人員を配置しなくても、トータルで見れば基準を満たしていれば大丈夫なようにするための改正が主なものとなります。

あと、先ほども申し上げたとおり、例えば介護支援専門員の研修等の引用先が変更になったものでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第6、議案第55号 大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 議案第55号 大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案つづり27ページをお開きください。

議案説明に入る前に、提案理由をご説明申し上げます。

小田代駐車場につきましては、昭和61年8月に、地域の商店等への買物客や観光客の駐車場として整備されましたが、近年におきまして観光客や買物客は山の駅やスーパーなどの施設、店舗敷地内に整備された駐車場を利用しており、小田代町営駐車場の利用者がほとんどない状況でございます。

このたび、旧老川小学校に商業施設が令和6年10月1日に開業し、その施設の従業員駐車場として借用したい旨の話があり、利用者がいない中での駐車場の有効活用に期待されることから、月極使用料の設定に関する事項を定めるものでございます。

それでは、本文でございますが、条文の朗読は一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について次のように制定する。

大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中、その他、無料欄から小田代駐車場を削り、次ページ、28ページになります、月極制、普通自動車、1区画1か月2,000円欄に小田代駐車場を加える。

附則。この条例は、令和7年1月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） ただいま課長のほうからご丁寧な説明があったんですけども、まず年収はどのくらいになるんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 年収でよろしいでしょうか。

一応10台の借用の申請がございますので、一月2万円になります。12か月だと24万ということになります。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） さっき、小田代とかは無料だと。現在使用料は無料と規定しておりますがという説明で、株式会社良品計画の会社のほうにお貸しすると。それで金を取ると。そんなことなんですけれども、私の個人的な考えなんですけれども、今まで無料でお金を取らなくてそのままやってきたのに、良品計画の方にどうぞお使いくださいということで金を取るということは、ちょっと納得いかないんです。それと、良品計画は結構町にいろんな面で寄与してくれている面もあるんですよ。それを考えたら無料でもよさそうなもんだと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 事業者につきましても、本町に開業いたしまして、町のため、地域のために貢献したいということで申しておりますので、ご理解のほうはいただいていると考えております。また、町内のほかの町営駐車場が同じ条件で2,000円で設定していますので、これらの均衡を図るために設定したいものでございますので、ご理解いただければと思います。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 町のためにどうのこうのといろいろ言っていたけれども、普通、企業誘致とか町の活性化とかいろんな面で何十年も議会がやってきて、その中でやっと良品計画が五、六年前ですか、大多喜町（老川）に来て計画的にはすごくいい企業だったということで、そういうことを含めて考えると、企業は大多喜町に何か寄与、寄附したい。駐車場代だけでも寄附したい。しかしそのほかの面でも結構町に落としているあれが結構あると思うん

ですよ。そういうことも含めて、いろんなことを考えたら、やっぱり逆に町として、お礼として、従業員の駐車場ぐらい無料で開放したほうがいいんじゃないかと思うんです。3回目だからこれ以上あれだけども、どうなんでしょうか。町長、いかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 野村議員のほうからのご指摘がございました。

何となく我々の頭としては、公平感という意味で、例えば桜台の最近できた駐車場も個人の方でお借りしている方とか、昔から地元で一生懸命やっている企業の方とかも、そこで借りていただいて2,000円をお支払いしているということもございまして、頂くことが当たり前かなというようなことで、今回2,000円という形にさせていただきました。

よくよく言われてみれば、そういう考え方もあるかなというふうには感じるころではございますけれども、ぜひここにつきましては、お客様が止めるとかいうんでしたらまた別なのかもしれませんけれども、従業員の駐車場ということから、公平感を前に出して2,000円を頂くということでお願いができればと思いますので、ご一考いただければというふうにご考えております。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） たしか町営駐車場の維持管理、これは株式会社わくわくカンパニーがやっておるんですよね。町が集金とかそういうあれじゃなくて、わくわくカンパニーに移譲している、たしかそうだと思うんですけども、間違いはないですか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） この小田代駐車場については、町のほうで直営で管理しております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第7、議案第56号 大多喜町水道施設補助金交付条例等の条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 議案第56号 大多喜町水道施設補助金交付条例等の条例を廃止する条例の制定について提案理由をご説明させていただきます。

来年の令和7年4月1日から、夷隅地域2市2町の水道事業が夷隅地域広域市町村圏事務組合による夷隅地域全体の水道経営となり、大多喜町水道事業が廃止となることから、所要の例規整備を行うものです。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり、本文の朗読の一部を割愛し説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

大多喜町水道施設補助金交付条例等の条例を廃止する条例を次のように制定する。

大多喜町水道施設補助金交付条例等の条例を廃止する条例。

次に掲げる条例、第1号、大多喜町水道施設補助金交付条例から第6号、大多喜町水道事業運営委員会条例までの条例は、大多喜町水道事業が廃止になることから廃止するものとなります。

続きまして、附則第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。

次の第2項以降につきましては、水道事業関連の条例の廃止に伴いまして、既存のほかの条例の一部改正を附則にて行うものです。

29ページが一番下、第2項です。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す

る条例の改正は、別表から水道事業運営委員会の委員の項を削るものです。

次のページをお開きください。

第3項、大多喜町職員定数条例から下の第8項、大多喜町議会の個人情報の保護に関する条例までの改正につきましては、水道事業の廃止に伴い地方公営企業がなくなるため、それに関連した事項を改めたり削ったりしたものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第8、議案第57号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案つづり31ページをお開きください。

議案第57号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について。

本文説明の前に、提案理由を説明させていただきます。

本協議につきましては、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である布施学校組合が解散することとなり、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少するため、本組合同規約の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めます。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。

本組合同規約の一部を次のように改正する。

以下、要点のみの説明とさせていただきます。

別表第1の改正は、本組合を組織している全ての団体を規定しているため、構成団体から布施学校組合を削るものでございます。

次の別表第2につきましては、共同処理する事務をそれぞれ定めているもので、該当する事務の共同処理団体から布施学校組合を削るものでございます。

次のページ、附則でございますが、この規約は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第9、議案第58号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長(米本敏克君) それでは、議案第58号についてご説明させていただきます。

議案つづり33ページをお開きください。

初めに、本件の提案理由を説明させていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合の経費に係る関係市町の負担金の負担割合は、水道事業の統合・広域化に関するものを除き、均等割3パーセント及び人口割97パーセントにて規定されているところですが、この負担割合に適さない事情等、特別な事情に対応するため規約の一部を改正するものです。

具体的には、旧老人福祉センターにつきまして、設計を含め解体、撤去に係る費用については、建設時及び大規模改修時の負担割合を基本に通常の負担割合とは別に取り扱うこととして、組合正副管理者会議において了承が得られているところでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約を制定するため、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約。

本規約の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

第2項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、管理者は第1項に規定する関係市町の負担金の負担割合を特別の事情に相応する必要最小限の範囲で組合議会の議決を経て定めることができる。

附則。この規約は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

この一部改正については、理解はするところでございますが、今回の福祉センターの取壊しを前提としてこの条例改正が行われるような説明であったかと思えます。今回、大多喜町として福祉センターを取り壊した場合どの程度の負担割合になるのか、場合によっては金額、どの程度になるのか、もしお分かりになっているようでしたら教えていただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 来年度取壊しの設計、その次の年に工事ということで、ちょっと具体的な金額は現在分かっておりません。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。その場合、もし大多喜町としてその費用負担に同意できないような場合は組合議会の方が判断することができるという、このような解釈になるのでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） その辺は、ちょっと確認させていただかないと分からないんですけども。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうしますと、今日ここで採決させていただきますよね。その場合の判断というのは、今日ここでこの条例改正しますよね。私たちは、特別な事情、割合におい

てそれを認めますよということで採決はするんですけれども、それで組合議会の方が組合議会に出ていただいて、そこで賛成なのか反対なのかで決まっていくと思うんですけれども、そこが分からないとなると、ここで採決してしまっていていいのかしらと、そういう思いになってしまったというところで、ちょっとお伺いしたいところなんです。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今、数字的なことはちょっとここで話しできませんけれども、基本的には今までの3パーセントの広域でやって、あと残りを人口割という形をやめます、今回の場合はということがまず1つです。多分、今大体、あらかた建設時のときの比率で、その比率案分で壊すときも比率案分で行きましょうかという大まかな方向性は、皆さん何となくだねというところになっていきますので、その辺をまたこれから詰めさせていただきます、大多喜町としてもとんでもなく出すとかということではなく、造ったときの割合あたりで、実際にほとんど大多喜町が利用されていますから、その辺は皆さんと相談して前向きに考えていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 山田議員がほとんど今質問したんですけれども、この均等割と人口割、3パーセントと97パーセント、これどっちをいじるんですかね。いじるというとおかしいけれども、どっちを、均等割をいじるか、人口割をいじるか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 均等割と人口割のどちらをいじるというよりも、そこに新たに設置町負担割というのが入ってくるような感じ。設置町負担割というんですか、大多喜に設置されたというような割合が入ってくるような形で、均等割と人口の負担割自体も率は動くんですけれども、動いた分その設置割というのが入ってくるような感じです。

（「ちょっと分かりづらいね」「それ、また数字的なこととか調べてお話しさせていただくということで」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） それでは、しばらく休憩したいと思います。

（午後 1時41分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時51分）

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） すみません、先ほどのご質問ですが、今回は旧老人福祉センターの取壊しに係る経費について、負担割合をどうするかという話の中で、やはり建設した当時の負担割合で、各市町の負担を算出したらどうだろうかというお話の中でご提案いただいているものです。

具体的には、まず設置されている町に対して、全体に係る費用の30パーセント、これをご負担いただいた後に、残りの金額に対して均等割と人口割、均等割が2割、人口割が8割というような、そういったような負担割合になっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今、取壊しの話なんですけど、その後の跡地、先輩議員から、あそこの建物は夷隅郡内の各市町村が建てたもので、土地は大多喜町の土地なんだよと先輩議員から言われたんですけども、その辺は職員の方、議員の方、皆さん知っていると思うんですけども、その跡地に関して、ちょっと今日のあれじゃないと思うんですけども、先のことなんですけれども、何か計画はあるんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 議案書とちょっと離れちゃっているので……。

（「分かる範囲で」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 大丈夫ですか。

じゃ、企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 具体的な跡地利用の協議につきましては、今後になってきます。

○議長（渡邊泰宣君） そんな程度だね。

ほかに質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今の説明で大体分かったんですけども、一つ確認というか聞きたいことがあって、特別養護老人ホームも行く行くは壊すというような話になっていて……

○議長（渡邊泰宣君） 根本君、ちょっとそれも離れちゃっている。

○5番（根本年生君） すみません。それで、福祉センターを壊すということは、もうこれは確定だと。時期は未定として、もう老人福祉センターを壊すということは確定と考えてよろ

しいんですか。それとも、まだ負担割合を決めただけで、壊すとか壊さないとかは今後の協議の中で決めていくと。

その中で、ちょっと言ったのは、特別養護老人ホーム、役場のほうでは壊す予定だったけれども、何か再利用できないかという方向性を考えているということをごらんと聞いたことがあるんです。

そうすると、あそこは一体として考えたほうがいいんじゃないかという考えがありまして、もし福祉センターを壊す、特別養護老人ホームも壊すということであれば両方いいんですけども、もし特別養護老人ホームを何かに再利用したいという、もし方向性が少しでもあるのなら、老人福祉センターも一緒に再利用してやったほうがいいんじゃないかならうかと思って言っています。

ですから、これでもう取り壊すことが確定したのか、それとも取り壊すということについてはこれから協議して、どうするのか決めるのか、その辺を教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） もう決まったからじゃないのか。

○5番（根本年生君） ですから、老人福祉センターを壊すのがもう確定したのか。今後、また協議の中で壊さないという方向性もあるのか、その辺を教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） じゃ、町長。

○町長（平林 昇君） 私の記憶は、基本的に老人福祉センターですね、左側の建物、これはもう壊すと。建物そのものが町のものじゃございませんので、右側の今までの特老ですよ、あれは大多喜町のものですけれども、持ち主が違いますので、これはもう壊してきれいにすというのが基本的な考え方だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第10、議案第59号 南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(小高一哉君) 議案つづり35ページをお開きください。

議案第59号 南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について、提案理由のほうをご説明させていただきます。

行政実例におきましては、一部事務組合が解散する場合、地方自治法施行令第5条の規定が準用され、おのおのの地域区分に応じまして、関係地方公共団体に事務が承継することとなっております。

しかし、現在、統合協議が進められている南房総広域水道企業団は、解散後、千葉県水道局に事務を承継する見込みとなっているため、地方自治法施行令第5条の規定によらないものとなっております。

このことから、地方自治法施行令第218条の2、市町村及び特別区の組合に関しては、第1条の2から第6条までの規定にかかわらず、規約で特別の定めをすることができるの定めによりまして、解散に伴う事務承継等の認定の方法を、構成市町の議決をもって協議に委ねる旨の条文を追加する改正を行うものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について。

南房総広域水道企業団規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約。

南房総広域水道企業団規約の一部を次のように改正する。

本則に次の1章を加える。

第5章、解散。

第14条、解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法については、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附則。この規約は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第11、議案第60号 令和6年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第60号の説明をさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長、着座にて説明してください。

○財政課長（君塚恭夫君） ありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案つづり37ページをお開きください。

令和6年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,577万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為。

第4条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第5条、地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

それでは、第2表、継続費補正から説明させていただきますので、2枚めくって40ページをお願いします。

第2表、継続費補正、追加。継続費の追加で、表内の事業を継続して複数年で実施しようとするものです。

款9教育費、項5保健体育費、事業名、アーバンスポーツ施設整備・運営事業、総額9,186万円。年度及び年割額は、令和6年度354万円、令和7年度8,832万円で、大多喜町にアーバンスポーツ施設、パンプトラックを令和6年度、7年度で整備しようとするものでございます。

変更。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名、基幹農道整備事業。これは基幹農道たけんこ橋の耐震補強工事を令和6年度、7年度で実施しようとしたものですが、事業計画の見直しによる減でございます。

款9教育費、項4社会教育費、事業名、町史編さん事業。この事業は、大多喜町の町史を令和4年度から令和6年度までの3か年で作成しようとしたものですが、資料の収集、整理や内容の協議、調整等に遅れが生じ、令和6年度内の完了が見込めないため、継続費の設定年度を令和7年度まで延長するものでございます。なお、総額に増減はなく、年割額は令和6年度を176万円減額し、令和7年度が176万円増額となるものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、農業施設災害復旧事業。この事業は、令和5年9月の台風13号に伴う豪雨により被災した下大多喜の四ツ縄ため池の復旧工事を令和6年度、7年度の2か年で実施しようとしたものですが、復旧工事の実施に当たり、復旧工事が令和7年度に完了とならないことから、令和8年度まで延長するものでございます。総額は、2万6,000円増額の1億5,717万1,000円、年割額は、令和6年度は増減がなく、令和7年度は4,225万3,000円、令和8年度は6,287万8,000円でございます。

第3表、繰越明許費補正、追加。繰越明許費の追加で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、公有財産管理事業3,653万1,000円は、旧老川小学校多目的ホールの屋根の改修工事の設計と、旧総元小学校校舎の給水設備改修工事でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道維持管理事業433万4,000円は、町道柳原正法寺線の排水整備工事でございます。款項同じく、事業名、橋梁長寿命化事業1,233万1,000円は、町道部田堀之内線に架かる塩渕橋の修繕設計業務でございます。

款9教育費、項2小学校費、事業名、小学校施設管理事業228万2,000円は、大多喜小学校クラスター棟の日よけの修繕工事でございます。

款9教育費、項5保健体育費、事業名、海洋センター屋外施設管理運営事業240万円は、上瀑ふれあいセンター入り口の歩道と車道の境界ブロック、縁石の除去工事でございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁災害復旧事業3,323万1,000円は、町道3路線、中野大多喜線、田代谷線、板谷上線の災害復旧工事でございます。

以上、合計9,110万9,000円、新たに6事業を、年度内の完了が困難なため繰越明許費を設定するものでございます。

第4表、債務負担行為。事項は、大多喜小学校スクールバス運行業務委託、期間は令和7年度から令和11年度までの5か年、限度額1億2,358万1,000円でございます。このスクールバスは、大多喜小学校への学校統合に伴い、総元地区、上瀑地区の児童の通学のため、朝1

回、夕方3回運行するもので、今年度末に現在の運行委託業務が期間満了となります。そのため、新年度4月からスクールバスの運行を実施するには、年度内に受託者を決定し契約する必要がありますので、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

第5表、地方債補正、変更。表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

上から、農林業施設整備事業債は、継続費補正で説明させていただいた基幹農道たけんこ橋の耐震補強工事の見直しにより、限度額をゼロとするものでございます。

次の道路整備事業債は、限度額を1,570万円から1,880万円に310万円増額するもので、塩湊橋の改修工事設計に充当するものなどでございます。

次の公共土木施設災害復旧事業債は、限度額2億3,410万円を2億6,710万円に3,300万円増額するもので、繰越明許費でも説明させていただいた町道中野大多喜線、田代谷線、板谷上線の災害復旧工事に充当するものでございます。

それでは、次に事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくって、44、45ページをお願いします。

2、歳入。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目3商工使用料6万円の増額補正は、先ほど議決いただきました小田代の町営駐車場の使用料でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2,462万5,000円の減額補正は、実績見込みなどによる障害者自立支援給付費等負担金の増と、児童手当給付負担金の減でございます。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金1万6,000円の増額補正は、医療的ケア児等の相談体制整備への補助金でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金654万9,000円の減額補正は、実績見込み等による障害者自立支援給付費等負担金の増と、児童手当給付負担金の減でございます。

項2県補助金、目4農林水産業費県補助金4,348万9,000円の減額補正は、基幹農道たけんこ橋の耐震補強工事の見直しによる減と、有害獣捕獲頭数の見込みの増によるものでございます。

項3県委託金、目1総務費委託金10万3,000円の増額補正は、説明欄記載の統計調査委託金の増でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目5福祉基金繰入金238万2,000円の増額補正は、外出支援

サービスの支出増によるものでございます。目10公共施設整備基金繰入金1,320万円の増額補正は、旧総元小学校給水設備改修工事に繰り入れるものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金3,120万1,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

次のページをお願いします。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入831万9,000円の増額補正は、後期高齢者の人間ドック実績見込みによる助成金と、令和5年度後期高齢者医療給付費の精算によるものでございます。

款22町債、項1町債、目2農林水産業債、目4土木債、目7災害復旧債の補正は、第5表、地方債補正の説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費254万5,000円の増額補正は、財政関係職員の時間外勤務手当と、産休等による職員を補うための人材派遣及び消耗品などでございます。

目2文書広報費48万9,000円の増額補正は、広報紙の印刷製本費などでございます。

目3財政管理費19万1,000円の増額補正は、会計年度任用職員の人件費の増でございます。

目5財産管理費1,738万3,000円の増額補正は、説明欄、公有財産管理事業の委託料は、旧老川小学校多目的ホール屋根の改修工事の設計と、旧特別養護老人ホームの高圧受電設備の工事に伴うPCB廃棄物の処理、工事請負費は、旧老川小学校の排水整備工事と旧特別養護老人ホームの高圧受電設備の工事、給水設備改修工事は、旧総元小学校の給水設備工事の物価の高騰及び人件費の上昇などにより、工事費を増額するものでございます。

庁舎管理費は、Wi-Fi環境整備に係る通信費と機器の設定、工事請負費は、本庁舎多目的トイレ内へのベビーチェアとおむつ交換台の設置でございます。

目6企画費106万3,000円の増額補正は、利用増による高速バス通学費補助と、地域通貨の入金取扱委託料でございます。

目7電子計算費20万3,000円の増額補正は、印刷用消耗品でございます。

目8諸費915万3,000円の増額補正は、説明欄記載の各事業の令和5年度実績による国庫支出金の返還金でございます。

次のページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費4万9,000円の増額補正は、住民票等

のコンビニ交付手数料でございます。

項5 統計調査費、目2 各種統計調査費10万4,000円の増額補正は、職員の時間外勤務手当と統計調査指導員及び調査員の報償費でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費890万3,000円の増額補正は、社会福祉関係職員人件費は時間外勤務手当、障害者福祉事業の委託料は利用の増によるもの、扶助費は報酬の改定による各給付費の増でございます。

目3 老人福祉費238万2,000円の増額補正は、自己負担の減などにより利用実績が増えたことによる増でございます。

目6 後期高齢者医療費21万8,000円の増額補正は、実績見込みの増による人間ドック補助金の増でございます。

項2 児童福祉費、目2 児童手当費4,619万円の減額補正は、制度改正により、当初予算積算時には改正内容が明確に示されていませんでしたが、その後、確定した新制度により積算した結果、多大な差額が発生するため減額するものでございます。

目4 児童福祉施設費173万4,000円の増額補正は、消耗品は給食配送用車両のスタッドレスタイヤなど、修繕料はみつば保育園の大型遊具、賄材料費は物価高騰によるもの、手数料は職員の細菌検査、備品購入費は調理用機器の購入でございます。

次のページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費85万円の増額補正は、実績見込みによる補助金の増と、町施設駐車場のアイドリングストップの看板でございます。

目6 地域し尿処理施設管理費241万4,000円の増額補正は、電気使用料と施設の改修工事及び前年度実績による基金への積立てでございます。

項2 清掃費、目2 塵芥処理費345万5,000円の増額補正は、作業用車両の修繕と、購入から30年以上経過した作業用車両、フォークリフトの購入費でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目5 農地費6,854万4,000円の減額補正は、継続費補正でも説明させていただいた基幹農道たけんこ橋耐震補強工事の見直しによる減と、庁用車の燃料代、会計年度任用職員の共済費でございます。

目6 農業施設費11万9,000円の増額補正は、多目的ホール誘導灯の修繕でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費196万円の増額補正は、捕獲頭数の増によるキョン、小動物の捕獲報償金の増と、消耗品は猿の捕獲用の餌の購入でございます。

次のページをお願いします。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費38万円の増額補正は、小田代町営駐車場の看板と区画線及び照明設置工事でございます。

目3 観光費49万5,000円の増額補正は、小沢又地先の駐車場予定地の地質調査でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目4 道の駅管理費50万1,000円の増額補正は、トイレトペーパーなどの消耗品と水道使用料でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費261万3,000円の増額補正は、エンジンカッターや刈払機などの消耗品及び作業用車両の修繕と、町道柳原正法寺線の排水整備工事でございます。

目3 交通安全対策費61万6,000円の増額補正は、大多喜高校入り口やみつば保育園地先などの区画線工事でございます。

目4 橋梁維持費633万1,000円の増額補正は、繰越明許費でも説明させていただいた町道部田堀之内線に架かる塩渕橋の修繕設計業務と、点検業務や工事の完了による減額でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費95万円の増額補正は、町営住宅田丁団地の修繕などでございます。

款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費131万9,000円の増額補正は、11月3日の消防団査察時に要望のあった防火水槽の修繕と給水管等の購入でございます。

次のページをお願いします。

目4 災害対策費31万9,000円の増額補正は、Jアラート機器の移設でございます。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費228万2,000円の増額補正は、繰越明許費で説明させていただいた大多喜小学校クラスター棟の日よけの修繕工事でございます。

項4 社会教育費、目2 公民館費6万3,000円の増額補正は、公用車の燃料代でございます。

目3 図書館費160万4,000円の減額補正は、Wi-Fi機器の設置手数料と雨漏りの調査、町史編さん事業は、継続費補正でも説明させていただいた、事業年度を令和7年度まで延長することによる委託料の減でございます。

項5 保健体育費、目2 体育施設費722万6,000円の増額補正は、上瀑ふれあいセンターの消防設備の修繕と、スクールバスの運行に支障のある入り口の縁石の撤去工事、アーバンスポーツ施設整備・運営事業は、施設の設計と施設整備に支障となる立木の伐採と、弓道場として使用していた建物の解体撤去でございます。

目3 学校給食費748万6,000円の増額補正は、学校給食センター職員の時間外勤務手当と調

理用設備の修繕、物価高騰による給食用材料費、調理用備品の購入でございます。

次のページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費3,323万1,000円の増額補正は、繰越明許費で説明させていただいた町道3路線、中野大多喜線、田代谷線、板谷上線の災害復旧工事でございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金5万3,000円、目2利子207万6,000円の増額補正は、臨時財政対策債の利率見直しと、当初予算編成後に借入れをしたことによる増額でございます。

以上で、議案第60号 令和6年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番森久君。

○10番（森 久君） ありがとうございます、10番です。

財政の仕組みについて教えていただきたいんですが、44ページ、45ページでございます。

繰入金というのがあります。ここに福祉基金繰入金、公共施設整備基金繰入金、これが歳入になっているんですけども、私、歳出であれば分かるんですけども、これはなぜ歳入になるのか教えていただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） この繰入金は、基金から一般会計の歳入として、基金のお金を歳入として一般会計に繰入金として入れるので歳入ということです。

○議長（渡邊泰宣君） 10番森久君。

○10番（森 久君） 高齢者在宅生活支援事業とありますが、これはこの基金繰入金、基金から繰り入れて、それを高齢者在宅生活支援事業に向けるという意味ですか。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） そのとおりです。この高齢者在宅生活支援事業という外出支援サービスに係る費用に、基金から繰り入れた繰入金を充当するものでございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

2番麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） 49ページの公有財産管理事業で、その中のPCB廃棄物処理業務委託料とあるんですけども、PCBはいっぱいあるんですか、これ。ちょっと分からないので教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） PCB廃棄物処理業務委託料なんですけれども、旧特別養護老人ホームの高圧受電設備、要はキュービクル、そこが古くて改修が必要だということで、点検事業者のほうから指摘を受けていまして、改修を考えていたところ、農村コミュニティーセンターにちょうど同じ大きさのキュービクルがあって、農村コミュニティーセンターのキュービクルが、新たにエアコンを設置するのにそのままでは容量が足りないということで改修を予定していたところなんですけれども、単独で特老だけを新しくするよりは、まだ農村コミュニティーセンターで使っていたものが十分使用に堪えるということなので、古い特老のやつをなしにして、廃棄予定だった農村コミュニティーセンターのこの設備を特老に持ってくる。そうすると、もともとあった特老のキュービクルの古いやつにPCBが含まれているということで、そのPCBの、要は廃棄の委託料ということです。大丈夫でしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 2番麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） もう一つ聞きたいのは、このPCBの、トランスになるんだろうけれども、これはほかにもまだこういう古いものがあるって、まだ出る可能性はあるんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 過去に、前の庁舎であったり古い学校の、使わなくなったものを一時保管してあったんですが、それらについては、庁内というか公共施設であったものは全て、これが恐らく最後で、皆、処分のほうで完了しているというものでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 木島課長。

○生涯学習課長（木島丈佳君） 現在、中央公民館のキュービクルの改修工事を行っておりますが、中央公民館のキュービクルにおいても、昭和50年代前半の高圧受電装置を使っていますので、そちらにもPCBが含まれている可能性が高いので、撤去が終わり次第濃度計算して、混入が確認された場合は処分という形になります。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 40ページ、第3表の繰越明許費補正の追加分でございますが、これが繰越明許とならざるを得なかった主な理由をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、今回追加するものを上から順に、簡単に説明させていただきます。

まず、公有財産管理事業、こちらは一つが老川小学校の多目的ホールの屋根の改修工事の設計。今年度、無印良品さんのほうで、MUJI BASE OIKAWAとして活用が本格的に始まった。その中で、多目的ホールで過去に何度か調査、補修工事をやってきたんですが、いまだ完全な改善となっていないところから、やり方、改修工事、雨漏りの防止工事の協議を進めていたところ、全部覆ってしまえばということで、設計をなるべく早くに実施したいということで、今回、予算のほうを計上したんですが、12月の補正ですので、時期が恐らく3月に終わればいいんですけども、年度内の完了が難しいということで繰越明許費を設定するもの。

もう一つが、総元小学校の校舎の給水設備。こちらは、設計を実施して6月で工事費の計上をさせていただいて、8月に実施に向けて入札のほうを実施したんですけども、折からの人件費の上昇、物価の高騰、資材価格の高騰などがあって入札が不落で終わって、その後、設計内容もしくは工事単価の見直しをやっていたところ、見直し結果が出たので、今回、工事費を増額させていただいて、工事自体がどうしても一、二か月で終わるものではないので、繰越明許費を設定させていただきました。

それと同様に、町道の維持管理事業、それと橋梁の長寿命化事業、こちらも要は年度内にやるには期間が取れないので、それぞれ繰越しの設定をしたものです。

教育費、小学校のクラスター棟の日よけの修繕ですけども、もう日よけを設置してから大分年数がたって、風が中に入ってきたりすると上からごみが落ちてきて、授業に支障があるということで、今回、予算を上げさせていただいて、新年度が始まる前には何とか間に合わせたいんですけども、年度内がちょっと、かなり高いところにあるので作業に当って、幾つかの教室があるので、時間が必要なので繰越しを設定する。

それと、次の海洋センターの屋外施設管理運営事業、こちら、ふれあいセンター入り口の歩道と車道の境界ブロックのところなんですけれども、こちらはおおよその調整についてはいるんですが、県道ですので県との協議が必要で、これから予算が正式に決まった後に正式な協議が始まって、それから工事に入りますので、年度内の完了が難しいと。

最後の災害復旧事業、町道3路線ですけども、こちらも今年度の復旧工事の進捗状況、もしくは今現在、新たに実施している道路関係、あと農業関係の復旧工事の状況を見た上で、今年度補正予算で計上させていただいた。

ただ、なるべく早くに実施したいんですけども、こちらも年度内の完了が難しいために繰越明許費を設定させていただいたものです。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 49ページの文書広報費の、広報おたき発行事業で44万3,000円の費用が入っています。これは年間何部作って、年間の今までの総予算が幾らで、1冊当たりの単価というのは幾らぐらいになるものなのか。

それで、当然、申し訳ないですけども、余るものというんですか、配り切れずに余ったり、残るものも多少はあるんじゃないかなろうかと思えますけれども、その辺はあるのか、それともまるっきり、全然残るものはないのか、その辺を教えていただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） まず最初のご質問で、月当たり幾らかかるかというご回答……

（「1冊当たりがどのくらい」の声あり）

○総務課長（麻生克美君） 1冊当たり。すみません。1冊当たり100円弱です。

今回補正を上げさせてもらった理由は、やはり今年度、広報のページ数が非常に多くなっております。

実は、安いページの部分と高いページの部分がありまして、うまくこうやって折れている、要するに4ページ、4で割れるのが多いと安く上がるんですけども、ページ数に半端が出てしまうと、その分の単価が非常に上がります。ですから、今回はページ数が上がった関係がありまして、今回の補正額を上げさせていただいているような状況です。

あと、部数につきましては、当然いろいろなところで使いますので、ストックは毎年発生しているところでございます。

以上でございます。

（「、概算でいいです」の声あり）

○総務課長（麻生克美君） そのときによっては違うと思いますが、50部弱はいつもストックは取ってあるかなとは思いますが、すみません。

（「大丈夫です、ありがとうございます」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 吉野僖一です。

59ページ、災害復旧費の町道3路線、西部田の中野大多喜線です、西部田の坂のところ、今、通行止めなんですけれども、50メートルぐらいV字型で組んでやっているんですけれども、これ工期はどのくらい、あとかかるんでしょうか。みんな大回りで、メイン道路で、老川、西畑の人は本当に困っているんですけれども、早くできればと思うんですが、予定はいつ頃完成ですか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 最終的な工事の完了については3月になるかなとは思っています。

ただし、現在、全面通行止めということでやっております、当初、全面通行止めをやる際には、12月中の片側通行への復帰ということで目標にしております、現在、12月中には片側通行に、また再開できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） できるだけ、片側通行でもいいですから、やはり大動脈で老川、西畑の人は本当に困っている状態です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 55ページ、交通安全対策事業、いろいろとご検討いただきましてありがとうございます。

この区画線工事でございますけれども、その中で中野大多喜線において、大多喜高校の入り口を中心として、横断指導線というんでしょうか、そういったものをご検討いただいているというふうに伺っております。大変ありがたく思っているんですが、ここの道路につきましては、観光客のみならず大多喜高校の生徒さん、それから大多喜高校さんでイベントなどがありますと、父兄の方が公民館方面のほうに車を止めて、歩いて高校さんに向かっていただくんですが、その際に、山側のちょっと崩落等が心配されるほうを歩いてこられるご父兄の方も多いうふうに伺っております。私も実際、目にしております。

町で横断指導線を設置していただくということであれば、この辺の指導線の設置、それから横断指導線を使って、歩道側にきちっと渡っていただいて、歩道を利用していただくような周知というんでしょうか、そういったものを大多喜高校さんにしていただくということも大事ではないかなと思うんですけれども、このような観点というのはどのようにお考えにな

られますでしょうか。

今は横断歩道がないので山側とか歩いていて、上から崩落、樹木が落ちてきたりしているところを多くの方が歩いているという状況もありますので、町でつくってくださるのであれば、しっかりと周知もしていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまの質問で、今回新たに、今まで町内にはないんですけれども、今回、横断歩道の設置のほうが困難ということでしたので、道路管理者として、道路を横断する場所を皆さんに分かっていただくために、指導線という形で新たにやっつけようというふうなことで予算を要求させていただいています。

設置に当たっては、場所もまた細かく見ていくんですけれども、設置した際には、そういったものが何なのかということも含めて、町民の方もそうですし、周知をしていきながら、一応、意味合い的なものであるとか、そのためにそういうのをやっていますというようなものも広報していければというふうに考えます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、ありがとうございます、よろしく願いいたします。

一つ、57ページ、防災無線維持管理費で、Jアラートの移設ということでご説明があったように私、ちょっと思ったんですけれども、確認でございます。

Jアラートは、防災センターができたときに、そちらのほうに移設をするんだというような私の認識でいたんですけれども、今回ここで移設というか、委託料が出ているというのは、どのような考え方で受け止めさせていただいたらよろしいのかと思ひまして、お伺いします。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございますが、本年度、県の防災無線の再整備を行いました。今、Jアラートがある場所、総務課の執務室の中にございます。Jアラートも、県防災も同じところにはございます。その県防災のシステムを一度、再整備するに当たり、Jアラートも一時的に撤去させて、場所を移させていただきました。

県防災の再整備が総務課の部屋の中で整いましたので、その設置をする移設がやはり必要になりますので、今回、移設の設計保守を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 49ページの地域公共交通対策事業9万円、高速バス通学費補助金ということで、9万円の予算が足りなくて、ここで増やしているということですが、今回、この9万円は何人分で、使っていただいて本当に大変うれしいと思っているんですけども、これは今まで年間で何人ぐらい使って、過去、去年とかおととしと比べて増えている状況なんでしょうか。たくさんの方が通学で交通を使って、大多喜から通ってもらうということは大変うれしいことなので、9万円、今、何人分で、今まで何人で、去年と比べて増えているのかどうか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 東京線の高速バスの回数券の補助なんですけれども、1冊1万円に対して6,000円補助しています。

昨年度の実績は約20冊程度で、今年度に入りまして10月までで既に27冊出ております。ですので、かなりこの先も補助金の利用が見込まれるかなというところで、補正予算を上げさせていただきました。

昨年から今年度に対しての変化というか、新しく三育学院の中高生さんが、やはり進学の関係で都内に行くときに、今年度から利用されるようになってきておりますので、主にはその辺の増かなというところで考えております。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君、3回目。

○5番（根本年生君） 53ページのコミュニティプラント管理事業、その中のコミュニティ・プラント管理基金積立金、190万積んでいただいて本当に大変うれしいんですけども、積立金は少しずつ、毎年増えていっています。あそこの浄化槽の関係がちょっといまいちなんで、その改修工事の一部に充てるというような基金であろうかと思っているんですけども、なかなか工事の見通しが示されません。

今後、この基金を使ってどのようにするのかという見通しとか、方向性とか出ているんでしょうか。それと、今まで幾らたまっているのかということをお聞かせください。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） コミュニティ・プラントの基金でございますが、改修工事については、大規模な工事というのを計画はしておりません。

今現在は、基金のほうを使いながら、設備の交換であるとかそういったところをやっている

るときに基金のほうを充当させていただいているところでございます。

基金の今現在の残高ですけれども、ちょっと今、資料がございませんのでお答えは、申し訳ございません。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） すみません、55ページ、橋梁長寿命化事業で聞き漏らしちゃったんだと思うんですけれども、橋梁補修工事で400万が減額になっているんですけれども、これは何だったんですか。必要で計上したんだと思うんですけども、ちょっと聞き漏らしたような気がするんですが、どういうことだったか教えていただければと。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 400万円の減額につきましては、橋梁の補修工事ということで、今年度、工事のほうを実施しております白山橋、自動車学校から横山というか、今、振興事務所ができました、そちらのほうに抜ける道の途中にある橋の改修工事をやっているんですけれども、そこの実績として工事の経費が減りましたので減額するものでございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 入札差額とかということじゃなくて、それは計画したんですけども、必要なくなったということですか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 入札差金も含めて、工事費のほうが減額となったので下げるものです。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 40ページの道路橋梁費で、橋梁長寿命化事業ですか、この関係で1,233万1,000円、それと55ページの橋梁長寿命化事業で、長寿命化計画定期点検業務委託料とあるんですけれども、実際、長寿命化でこれは何年計画でやったんですかね。ちょっと私、記憶にないんですが、計画的に何年で、何年計画だったんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 長寿命化計画点検業務委託料の話でいきますと、5年に1回、橋梁点検をしております。今年度、橋梁点検を50橋、町内の橋梁50橋やっています、その

部分の委託した実績による減額でございます。

以上でいいですか。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それでは、私、前に一般質問でやったんですけども、長寿命化でやってくれたと思うんですよ、修理を。修理をやってくれたところを、長寿命化でまた塩渕橋が入っているということはどういうことですか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 塩渕橋につきましては、昨年にも点検を実施しております。

橋梁点検した結果、橋梁のやはり橋脚部等に、コンクリート部分ですけども、やはり修繕が必要な状況になっているという判定を受けております。なので、今後、修繕するに当たって設計しようというものでございます。修繕が必要な状況ということでございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑。

11番吉野一男君、3回目です。

○11番（吉野一男君） 関連です。

そうすると、この委託料でそういう形でのっているわけですけども、今後、工事はいつぐらいなわけですか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 今回補正させていただいたのは設計業務ということで、来年度にやろうと思っていたんですが、国のほうから前倒しでやっても補助金が出るということでしたので、今回は補助金のほうを前倒しするというので、今回、補正予算で上げさせていただきました。工事のほうは、令和8年度に実施しよう、今、考えているところです。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑、もう3回過ぎたよ。3回終わった。

○11番（吉野一男君） ほかの関係で、もう1件。

○議長（渡邊泰宣君） 3回終わっている。

○11番（吉野一男君） それでは、49ページなんですけれども……

○議長（渡邊泰宣君） 吉野君、3回終わっているから駄目。終わっているよ、3回。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

なお、15時から再開します。

（午後 2時51分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時01分）

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第12、議案第61号 令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、議案第61号の説明をさせていただきます。

議案つづり71ページをお開きください。

この補正予算は、いすみ鉄道脱線に係る事故復旧対応等に関する補正予算となります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和6年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億13万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により歳入予算の説明をさせていただきます。

76、77ページをお開きください。

款3繰入金、項1繰入金、目1繰入金3億円の増額補正は、いすみ鉄道脱線に係る事故対応及び軌道等の安全確保対策並びに代行輸送等に係る運行再開に向けた復旧支援に伴い、鉄道経営対策事業基金を処分することにより、3億円を繰入れするものです。

続きまして、歳出予算になります。

78、79ページをお開きください。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目2助成費3億円の増額補正は、歳入で説明しました、今後のいすみ鉄道の復旧支援に関する助成費となります。

なお、鉄道経営対策事業基金からのいすみ鉄道への復旧支援については、先般11月29日に開催しました基金管理団体であるいすみ鉄道対策協議会臨時総会におきまして、基金の処分について承認をされておるところです。

以上で議案第61号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番森久君。

○10番（森 久君） ありがとうございます。

いすみ鉄道の持ち株比率ですけれども、千葉県が34.20パーセント、大多喜町が15.17パーセント、いすみ市が14.28パーセント、小湊鐵道が5.58パーセント、千葉銀行が3.72パーセント、以下、続きますけれども、復旧事業費の大株主による今後の負担についてはどのように考えているのでしょうか。

また、今回、鉄道経営対策事業基金を取り崩すことになりましたけれども、大多喜町以外の大株主はどのような対応をするのでしょうか。お教えいただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） まず、鉄道経営対策事業基金についてですが、基金条例にもありますように、木原線の代替輸送としていすみ鉄道の経営助成等を行い、地域公共交通としての維持、確保を図るために創設されております。この基金の財源は、旧国鉄からの転換交付金、関係市町、当時の1市5町での拠出金、また負担金及び補助金を収入として積み立てられたものです。また、基金の処分につきましては、夷隅郡市2市2町で構成されるいすみ鉄道対策協議会で協議、決定され、本町が基金の管理、運用を行っているところでございます。

これまでも、車両購入や補助金支出方法の変更など、単年度での過度な歳出負担の増を避けるために基金を活用してきたところですが、今回の復旧支援におきましても基金を財源として活用しながら、千葉県と協調して、夷隅郡市2市2町での持ち株割合による補助制度の枠組みを基本に支援を行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありますか。

10番森久君。

○10番（森 久君） ありがとうございます。

2番目、復旧事業費ですけれども、復旧事業費が明確になっていないことは理解できますけれども、何らかの想定に基づいた金額を提示すべきではないでしょうか。例えば、ケース1、ケース2、ケース3のようにして、想定復旧事業費を明らかにしていただきたいと思えます。

なお、全員協議会の際にいすみ鉄道から配付された資料で、工事費、工期については調整中と書いてありましたが、調整の意味がよく分かりません。

以上、教えていただければと思えます。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 今回、復旧に当たりまして、令和6年度においては特に大多喜高校生に通学等、輸送需要が多い大多喜―大原間の復旧を優先的に行う方針で、いすみ鉄道において復旧計画を作成しておるところですが、当面、約3億円の復旧費が見込まれておるところでございます。大多喜から上総中野間につきましては、現在も調査が進められており、復旧費や工期の見込みが示されていないところです。

また、いすみ鉄道から資料の提示がありました中で、調整中という表現があったということですが、こちらにつきましては、改めて私のほうから鉄道のほうに確認させていただきまして、また改めてご報告させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

10番森久君。

○10番（森久君） ありがとうございます。

今後、いすみ鉄道が存続していくためには、安全の確保が不可欠であります。事故の発生は、従来の安全確保の体制が不十分であったということの意味しています。

今後、安全確保体制をどのように強化していくのか、お教えいただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） いすみ鉄道には、今回の事故原因の究明と、全線にわたる軌道等の安全性、また地域公共交通としての輸送の安全確保を十分に認識いただかなければならないと考えております。

今後の安全性の確保につきましては、鉄道・運輸機構や公益財団法人鉄道総合技術研究所などの専門機関からの助言に基づき、安全確保及び保守体制の見直しを行うとのことで伺っておるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありますか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今回の基金、3億円は復旧費ということでお話がございましたが、この3億円の使途の中に、会社の方の従業員の人件費のようなものに支出をするような、そのような考え方とか、そういったものは入っているのか、いないのか、お伺いできたらと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） この助成なんですけど、具体的には、車両、軌道等の復旧につきましては、例年行っている基盤維持補助金、下部に対しての補助金ですが、で行う予定です。

また、代行輸送、設備以外に係る経費につきましては、やはり例年行っております運行経費補助、上部に対しての補助にて支援することを基本に対応する予定でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありますか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当にいすみ鉄道の事故の対応が遅れていて、町民の方、皆さん、心

配していることと思います。役場のほう、いすみ鉄道も大変だと思います。

それで、一つお聞きしたいのは、まだ金額とか、いつ復旧するのかはっきりしないということですが、現在、代行バスは走っているわけです。当然、先ほどの説明の中で、基金の中で代行バスの走っている代金も基金の中から支払うというような説明があったと考えています。ということは、代行バスはもう何か月か走っているわけですから、その辺の費用は月どのくらいかかっているかというのは既に分かっているんじゃないかなと思うんです。それも、もし月の費用がかなり高額になると、それだけで結構な費用になってしまうのではなかろうかと危惧しています。

それとあと、幾ら列車が走ってなくてもそれなりに運賃というんですか、収入を得る方法がある程度考えていかないと、まるっきりじゃないですけども、多少はあるんでしょうけれども、その辺を少し考えていかないといけないんじゃないかと。

ちなみに、上総中野から、普通は1本で大原まで行くんですけども、代行バスのダイヤを見ると、上総中野から大多喜に来て、そこで1時間とか1時間半とか、代行のダイヤにロスがあるんじゃないかなという気がしています。

それで、大多喜までは中野から来るんですけども、大多喜から大原のときですね、そこで1時間とか1時間半、間が空いちゃうんで、当然、バスですから、列車の場合だったら大多喜―大原は30分で行くと、ぴったり行くんでしょうけれども、バスだと多分45分とか50分とかかかるようになると思うので、そこで多分、時間調整をしているんじゃないかなというような気がしますけれども、だから2点、代行バスの費用が概算どのくらいかかるのか。

それと、休んでいる間にも少しでも運賃の収入になる何か、収入を上げるような方策も考えていかないといけないんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどのようになっていますでしょうかね。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 10月の事故以降、それこそ通学とかご迷惑をかけないようにということで、代行バスのほうを運行しております。

当初、代行バスの運行を始めて1,000万円強、月額ということで伺っていたんですが、その後、大多喜高校さんからの要望等もありまして、朝晩で増便したりというところもございますので、今現在、月額で幾らかかっているというのは、ちょっとはっきり、今は分からないのが現状です。その辺は、また今後確認したいと思っております。

それと、何かしら収入の方法をとということですが、今現在においては、確かに復旧に対し

て全力で対応しておるところなんです、会社の内部のほうでもその辺はご検討いただいていると思います。

また、今日、一般質問にもありましたように、小湊鐵道や地域の銀行さんと連携した取組であったりとか、そのほかにもデジタルスタンプラリーですか、久留里線と小湊鐵道といすみ鐵道とやっているような事業も、運行できていない状況ですが、そういった取組も行っておるところですので、その辺は自社努力の中で対応していただきたいなど。我々のほうとしても、サポートできる部分はサポートしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当にいすみ鐵道さんをはじめ、役場さんと共同で何か運賃の収入を上げるように、ほかの全国的なことをちょっと調べましたら、休んでいる間に何かイベントですか、ふだん止まっている車両等も動かないわけですから、あの中を見学させたりとか、構内、なかなか電車が走っているときは構内に入れられないですね。構内に入って何かするか、当然入場料を取ってやるわけです。

だから、何かそういった、運休中だからできるイベントって何かあるんじゃないだろうかと思ってまして、その辺をもし、いすみ鐵道さんと協議して何らか、少しでも収入を得るような形をやっていただければうれしく思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） これ、意見だね。

（「意見です」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） そのほかに。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 3億円の補助金を交付して、基金の残金は幾らになりますか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 残金ですが、今、手元にあれなんです、約4億2,000万欠ける程度が、今現在の全体です。

（「そんなにあるの……」の声あり）

○企画課長（米本敏克君） 3億取り崩した後に、約1億2,000万弱というところです。すみません。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 先ほど森議員が言ったように、これは県のほうからも株主比率で出ているんですけども、今回、県のほうからのそういう補助金とかは全然、今のところないんでしょうか。その辺を確認したいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 今回、復旧支援として補助金を予定しておりますところですが、先ほどもちょっとご説明しましたが、例年行っている基盤維持補助金、それから運行経費補助金と、そういった既存の補助制度を活用して、支援のほうを行っていく予定であります。

両補助事業につきましては、県と2市2町での協調補助となっておりますので、千葉県さんのほうもご支援いただくこととなっております。

以上です。

（「頑張ってください、よろしくお願いします」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第13、議案第62号 令和6年度大多喜町水道事業会計補正予算

(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(小高一哉君) 議案つづり81ページをお開きください。

議案第62号 令和6年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を説明させていただきます。

今回の補正予算は、漏水や老朽化による施設の修繕、それと新水道事業体の出張所用ユニットハウスの設置費用などが主なものとなります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和6年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条、令和6年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出の部。

第1款水道事業費用、第1項営業費用を787万円増額し、総額を4億8,926万2,000円とするものです。

第3条、予算、第4条本文の括弧書中を条文のとおり改めまして、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の部。

次のページをお開きください。

第1款資本的支出、第1項建設改良費を200万円減額し、総額を1億9,080万8,000円とするものです。

第4条、予算第8条中「281万5,000円」を「413万5,000円」に改める。

詳細につきましては令和6年度水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明いたしますので、84、85ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

支出の部。

款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費の補正予定額の741万円の増額は、漏水修繕、漏水に伴う水道管、これは配水管、給水管を含めます、の切り直し工事費用等です。あと、貯蔵品としての補修用材料の購入費となります。

総係費の補正予定額46万円の増額は、出張所用のユニットハウスの電気工事を含めた設置費と、2か月分の賃借料となります。

次のページです。続きまして、資本的収入及び支出です。

支出の部。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目3 固定資産取得費の補正予定額200万円の減額は、当初予算では出張所用のユニットハウスを購入する予定でしたが、こちらをレンタルに切り替えたため減額するものです。

以上で議案第62号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 87ページ、出張所用プレハブ購入費、購入予定をレンタルにしたので200万円の減額ということですが、レンタルはいつからいつの分として200万円減額になっておられるのか、そこを教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 当初、この出張所用のプレハブについては、当初予算では私ども町のほうが購入しまして、それをそのまま使っていくというお話でした。

ただし、それから協議が進む中で、各市町、こちらの出張所については、私どもは今回の賃借料のほうは2月、3月分のほうで計上させていただいております。その後の費用については、新しい新事業体のほうでお支払いいただくということになりますので、減額をさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(渡邊泰宣君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日5日から会期末の令和7年1月24日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

よって、明日5日から会期末の令和7年1月24日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(渡邊泰宣君) 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時25分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 邊 泰 宣

署 名 議 員 渡 辺 八 寿 雄

署 名 議 員 山 口 定 夫